

■南九州市男女共同参画基本計画 進行管理 二次評価結果（令和6年度分）

1 男女共同参画に関する意識の涵養を図る教育・学習の推進		126 / 144	88%	86%
評価視点 1	固定的性別役割分担意識の解消及び慣行の見直し	89 / 99	90%	
評価項目 1	広く市民を対象とする男女共同参画に関する普及啓発や学習機会の提供	26 / 30	87%	

出前講座については、小・中学校などの教育機関に講座の案内やチラシ配布を行ったほか、ホームページや広報紙等で広く市民へ案内を行った。令和6年度は、地区公民館や市内の団体などに出前講座を実施することができた。（R6年度は10件実施）

幅広い世代が利用する地区公民館においては、広報紙（公民館により）の発行の際は内容や表現に配慮することで、意識啓発を行っている。また公民館講座の際は性別・年齢に関係なく受講できるよう時間帯や案内表現に配慮している。

男女共同参画週間に合わせた広報紙への特集記事の掲載、市民が気軽に参加できるよう映画上映会を開催するなど幅広い市民の方に男女共同参画の理念を周知啓発することができた。

No.	実施項目	対象事業	担当課
1	男女共同参画に関する研修会の実施	南九州市住民講座の開催	まちづくり 推進課
2	地域単位の男女共同参画講座の実施	南九州市出前講座の開催	まちづくり 推進課
3	男女共同参画社会についての情報提供の充実	広報紙・HPによる広報	まちづくり 推進課
4	男女共同参画に関する図書等の整備・充実	男女共同参画コーナーの充実	社会教育課
5	男女共同参画に関する視聴覚教材等の整備	視聴覚ライブラリーにおける資料の整備・充実	社会教育課
6	男女共同参画の意識啓発	公民館講座での情報提供	まちづくり 推進課
6	男女共同参画の意識啓発	広報紙・HPによる広報	まちづくり 推進課
7	家庭生活の役割分担に関する啓発の推進	公民館講座での情報提供	まちづくり 推進課
7	家庭生活の役割分担に関する啓発の推進	家庭教育学級の開催	社会教育課
8	パブリックコメント制度	みんなのまちづくり条例【関係各課】	関係各課

評価項目2	男女共同参画社会の形成に向けた教育・学習の充実	13 / 15	87%
-------	-------------------------	---------	-----

人権擁護委員による家庭教育学級・高齢者学級・人権教室・無料人権相談を実施し啓発を図った。

No.	実施項目	対象事業	担当課
9	家庭教育における男女の人権の尊重を旨とする人権教育の推進	人権教室開設、常設無料人権相談及び特設無料人権相談等の周知（知覧人権擁護委員協議会）	市民生活課
9	家庭教育における男女の人権の尊重を旨とする人権教育の推進	指導者研修会の実施・諸研修会への参加促進	社会教育課
10	地域における男女の人権の尊重を旨とする人権教育の推進	出前講座等の実施	まちづくり 推進課
11	職域における男女の人権の尊重を旨とする人権教育の推進	商工会等への啓発	商工観光課
11	職域における男女の人権の尊重を旨とする人権教育の推進	人権研修の実施（総務課）	まちづくり 推進課

評価項目3	地域における男女共同参画の推進を担う人材育成と活用	18 / 21	86%
-------	---------------------------	---------	-----

有志指導者研修や団員向けの研修会において、固定的役割分担意識解消につながる内容を実施することができた。

男女共同参画基礎講座（地域版含む）への市民の参加があり、地域推進員の育成・新規の地域推進員の推薦につなげることができた。

No.	実施項目	対象事業	担当課
12	有志指導者研修	指導者研修会の実施・研修会への参加促進	保健体育課
13	人権擁護委員への研修	県連男女共同参画社会推進委員会、各種研修会・講演会参加（知覧人権擁護委員協議会）	市民生活課
14	地域推進員の育成	県主催基礎講座へ旅費支援、連絡会議の開催	まちづくり 推進課
15	人材リストの整備	人材リストについて調査	まちづくり 推進課
17	法教育の充実	「女性に対する暴力をなくす運動」の広報紙・HPによる周知	まちづくり 推進課
17	法教育の充実	人権教室の開催（知覧人権擁護委員協議会）	市民生活課
18	県地域推進員との連携	県地域推進員との連携	まちづくり 推進課

評価項目4	生涯学習による男女共同参画に関する学習の推進	3 / 3	100%
-------	------------------------	-------	------

多様な人への参加を促進するため、休日・夜間開催や子育て・障がいの特性への対応等についても、参加しやすさに配慮した。内容についても男女共同参画の理念に配慮することができた。

No.	実施項目	対象事業	担当課
19	男女共同参画の視点に立った生涯学習・社会教育の充実	公民館講座及び高齢者学級での情報提供	まちづくり 推進課

評価項目 5	各種相談を担う人への男女共同参画についての学習機会の提供 及び情報提供並びに啓発の取り組み	9 / 9	100%
--------	--	-------	------

人権研修やDVに関する研修に参加し、男女共同参画の視点による相談業務への理解を深めた。

S SW活用事業研修会（年2回）への参加や、月1回のケース会議における情報交換の場を設定し、各機関から配布される男女共同参画意識向上のための資料等を紹介した。

No.	実施項目	対象事業	担当課
20	各種相談員への意識啓発	研修会参加、自主学習会	こども未来課
20	各種相談員への意識啓発	S SW等ケース会議	学校教育課
21	学校等の各種相談員への男女共同参画社会についての研修の提供	教育相談員、S SWへの指導	学校教育課
評価項目 6	市職員研修の実施		20 / 21 95%

全職員を対象に人権啓発研修を行い、男女共同参画の根本である人権意識の慣用に努めた。

まちづくり推進課で例年実施している男女共同参画庁内推進員と新規採用職員に対しての研修を実施し、各施策において男女共同参画の視点を持つことの大切さなどを再確認した。

子育て世代の方が講座等に参加しやすいよう、まちづくり推進課で託児用の保育士賃金の予算を確保し、全庁的な利用促進を図った。

No.	実施項目	対象事業	担当課
22	市職員研修の実施	職員研修の実施、他機関等が実施する各種研修への参加促進	総務課
23	各種会議等の開催日時、場所、託児等の配慮	住民講座の開催、託児所の開設【関係各課】	関係各課
24	職場内慣行見直しのための啓発の推進	課長会議等での啓発活動	総務課
24	職場内慣行見直しのための啓発の推進	広報紙・HPによる広報	まちづくり 推進課
25	市職員への研修	各種研修の実施	総務課
25	市職員への研修	職員研修	まちづくり 推進課
26	各分野のスペシャリストの育成	各種研修の案内、受講斡旋	総務課
評価視点 2	学校等における男女共同参画に関する教育の充実		30 / 36 83%
評価項目 7	学校教育における男女共同参画を推進する取り組みの充実		11 / 12 92%

管理職研修会等において、学校で行われる学習や家庭教育学級の講座等が条例の基本理念を踏まえて行われるよう適宜指導することで、各学校における人権教育の推進が図られた。

また、性別にとらわれない役割分担意識の向上を目指し、学校において、常に人権教育を基本とした授業や講演会の実施が行われるよう指導したとともに、市人権教育研修会を実施し、教職員の人権意識の高揚も図られた。

学校からは、児童生徒のみではなく、保護者を対象とした出前講座の申し込みがあり、学習機会の選択肢として定着しつつある。

No.	実施項目	対象事業	担当課
27	男女共同参画の視点に立った授業等の取組	各教科等の授業・管理職研修会（年4回）（各教科の授業等が条例の基本理念を踏まえて行われるよう指導）	学校教育課
28	男女共同参画の視点に立った学校運営の見直し	管理職研修会（年4回）による指導、校内人権週間の実施	学校教育課
29	学校、幼稚園における人権教育・男女平等教育の推進	出前講座等の開催	まちづくり 推進課
29	学校、幼稚園における人権教育・男女平等教育の推進	管理職研修・教職員研修等の機会を捉えた学習・情報提供、南九州市人権教育研修会、人権教育の校内研修の実施、人権啓発強調月間の推進	学校教育課

評価項目8	多様な選択を可能にする教育及び能力開発・学習機会の提供	3 / 3	100%
-------	-----------------------------	-------	------

固定的性別役割分担に影響されないキャリア教育を実施している。

No.	実施項目	対象事業	担当課
30	個性重視の進路指導の充実	管理職研修会（年4回）による指導、適正な進路指導の充実の指導	学校教育課
評価項目9	学校教育関係者への男女共同参画についての学習機会の提供及び情報提供		8 / 12 67%

各保育園等の職員の時間調整が難しいため、市内私立保育施設等に対し市独自の研修等を実施していない。県庁や県保育連合会等が実施する当該研修に参加していることを実地指導監査を通して確認している。

学校教育現場では、男女共同参画の視点に立った意識を高めるために、男女混合名簿の導入を進めたほか、ふれあい教室「スマイル」の申請書から男女欄をなくすなどの様式変更を進めた。

管理職研修会では、各教科の授業等が条例の基本理念を踏まえて行われるよう適宜指導するとともに年3回以上の人権教育に係る校内研修が行われるよう指導した。

社会教育現場では、県・地区で開催される男女共同参画・人権に関する研修の紹介・参加の広報を行った。

No.	実施項目	対象事業	担当課
31	教職員、幼稚園教諭、保育士等への研修	研修会参加、自主学習会	こども未来課
31	教職員、幼稚園教諭、保育士等への研修	管理職研修・教職員研修等の機会を捉えた学習・情報提供、南九州市人権教育研修会での男女共同参画の理解の浸透を図る啓発	学校教育課
32	幼児教育・学校教育における人権教育への男女共同参画の視点の導入	管理職研修会（年4回）による指導、南九州市人権教育研修会での男女共同参画の理解の浸透を図る啓発、人権教育の校内研修の実施、人権啓発強調月間の推進	学校教育課
33	社会教育・学校教育担当職員への研修	研修会参加、自主学習会	社会教育課
評価項目10	子どもの頃からの男女共同参画の理解を深めるための地域が一体となった取り組み		8 / 9 89%

保育所等関係者に男女共同参画に関する研修や情報などについて情報提供を行った。

家庭教育学級では、全教室において人権に関する講座を実施した。しかし、男女共同参画を主たるテーマとする学習を行ったのはまだ少数であった。

No.	実施項目	対象事業	担当課
34	保護者会・PTA等への意識啓発	研修会参加、自主学習会、教諭・保育士へ市・県等が実施する男女共同参画に関する講座等への参加促進を図る働きかけ	こども未来課
34	保護者会・PTA等への意識啓発	「なくそう差別築こう明るい社会」等の資料の活用	学校教育課
34	保護者会・PTA等への意識啓発	指導者研修会の実施・諸研修会への参加促進	社会教育課

評価視点3	性の多様性についての理解促進	7 / 9	78%
評価項目11	性的少数者（LGBTQ）への偏見と差別の解消に向けた、正しい理解の促進	7 / 9	78%

全職員を対象とした人権啓発研修会の中で、LGBTQへの正しい理解の促進に努めている。延べ4回の研修会に計387人が参加した。

広報紙6月号でLGBT理解増進法施行について掲載したり、ホームページ上で情報発信を行ったりすることができた。

管理職研修会において、性的少数者に対する必要な配慮や不適切な対応がないよう指導した。また、中学校の校長会においては、制服に関する課題について話し合いを進めている。

No.	実施項目	対象事業	担当課
35	市職員研修の実施及び相談窓口の設置	市職員の研修・他機関等が実施する研修等への参加促進、相談窓口の設置	総務課
36	市民や教育現場への意識啓発	出前講座・関係情報発信	まちづくり推進課
37	相談体制の整備	管理職研修会（年4回）による指導、校内研修会の実施	学校教育課

★今後の方向性・検討事項

一人ひとりが無意識のうちに内面化している固定的性別役割分担意識の解消に向けて、より多くの市民が参加しやすい内容及び形式での出前講座の開催や広報啓発を行っていく必要がある。
引き続き職員を対象とした男女共同参画研修を開催し、市が行うすべての施策に男女共同参画の視点が不可欠であることを再認識する機会を確保する。

【取組内容】

- ・出前講座には多様なテーマでの開催依頼が寄せられており、今後もSDGs、多様性、ジェンダー平等・男女共同参画の関係について理解が図られるよう学習内容・開催方法（夜間休日開催、オンライン活用等）を工夫し、幅広い世代が講座に参加できるよう周知啓発に努める。
- ・男女共同参画を推進・補完する関連法規（LGBT理解増進法、DV防止法、困難女性支援法など）について、広報紙等で周知啓発に努める。

2 すべての人が能力を発揮できる就業環境の整備 (女性活躍推進計画 I)		52 / 75	69%	65%		
評価視点 1	女性が能力を発揮できる就業環境の整備促進		14 / 18	78%		
評価項目12	男女の均等な雇用の機会と待遇の確保及び非正規雇用労働者の雇用環境の整備促進のための関係法令や諸制度の周知・啓発		3 / 6	50%		
県や国からの制度や研修案内等については情報提供ができた。広報紙の特集でジェンダーギャップ指数について取り上げ、問題提起は行えた。						
No.	実施項目	対象事業	担当課			
38	ポジティブ・アクションに関する情報提供	広報紙・HPによる広報	商工観光課			
38	ポジティブ・アクションに関する情報提供	広報紙・HPによる広報	まちづくり推進課			
評価項目13	メンタルヘルス等の健康確保やハラスメント等の防止に向けた啓発		6 / 6	100%		
労働に関する様々なハラスメント等の防止に向けた情報をHPや広報紙に掲載している。 出前講座を活用し、職場におけるハラスメントをテーマとする啓発を行うことができた。						
No.	実施項目	対象事業	担当課			
39	事業所への意識啓発	事業所への情報提供	商工観光課			
40	市民や職場等への意識啓発	出前講座、関係情報発信	まちづくり推進課			
評価項目14	商工業等の自営業の分野における就業環境の整備及び女性従業者の経営への参画を促進する啓発		5 / 6	83%		
商工会等と連携し、県主催の就労に関する各種説明会等の情報を共有したほか、県が実施する就労相談会のチラシ設置やHPへの掲載を行った。 また、女性農業者については農業経営参画状況や起業実態調査等を行い、実態把握に努めた。						
No.	実施項目	対象事業	担当課			
41	女性従業者の経営参画の促進	商工会等と連携した啓発活動	商工観光課			
41	女性従業者の経営参画の促進	就農者への啓発	農業振興課（R6農政課）			
評価視点 2	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取り組みの充実		30 / 45	67%		
評価項目15	仕事と生活の調和に関する理解の浸透を図る啓発と長時間労働のは正等、働き方改革の促進		12 / 21	57%		
県が主催する研修会や相談会についてホームページや広報での周知、リーフレット設置等を行い、ワークライフバランスや就労関係等の広報啓発が行われている。 また、有給休暇取得推進のリーフレットをホームページに掲載し、事業者及び雇用者への情報提供を行ったが、両立支援に関する各種助成金の広報は行わなかった。						
市の建設工事入札参加資格では、県の基準を準用していることから、男女共同参画支援についての加点基準が設けられている。						
No.	実施項目	対象事業	担当課			
42	ワーク・ライフ・バランスについての広報・啓発	広報紙・HPによる広報	商工観光課			
42	ワーク・ライフ・バランスについての広報・啓発	広報紙・HPによる広報	まちづくり推進課			
44	両立支援に関する各種助成金の情報提供	広報紙・HPによる広報	まちづくり推進課			
45	事業所等における先例事例の紹介	関係機関との連携	まちづくり推進課			
46	建設工事入札参加資格の評価制度による両立支援の取組みの促進	建設業者への啓発	財政課			
47	雇用の分野の法律や制度に関する情報提供	広報紙・HPによる広報	商工観光課			
47	雇用の分野の法律や制度に関する情報提供	広報紙・HPによる広報	まちづくり推進課			

評価項目16	仕事と生活の調和を図る多様なニーズに対応した保育・介護サービスの提供の促進	9 / 9	100%
--------	---------------------------------------	-------	------

介護家族や地域住民など誰でも参加できる交流の場である「認知症カフェ」を各地域で行い、計33回、309人の参加があった。介護者の孤立防止や介護保険サービスの紹介につながった。

総合相談については866件の相談があり、ケースに応じて病院や介護保険事業所、民生委員など、多様な相談機関との連携や、協働による対応を随時行い情報共有を図った。

No.	実施項目	対象事業	担当課
48	家族介護者のつどい事業	認知症カフェ	長寿介護課
49	介護に関する相談の実施	総合相談窓口として相談に対応	長寿介護課
50	仕事と生活の調和を図るための保育分野でのサービスの従充実	保護者からの相談対応	こども未来課
評価項目17	男性の子育てへの参画の促進及び育児休業、介護休業、休暇の取得の促進に向けた啓発		9 / 15 60%

庁舎内の職員に対して総務課から特定事業主行動計画に基づいて利用促進等の案内・調査等は行われている。

市民向けへの情報発信は、育児・介護休業法の制度が改正されたことを広報紙で行った。（令和7年3月号）。市民意識調査の中で、回答した25%の男性は子育てに関する悩みがないなど子育てにあまり関わっていないと思われる男性も一定数存在することから、今後はホームページや広報紙等で国や県の諸制度などの周知啓発を行っていく。

職員の相談については、個別対応も行い、不明な点については、事例集等を参考にして適切と思われる回答をし、法令改正等の場合は、グループウェア等を活用して周知する体制が取れている。

休暇等の利用状況については、統計を取っており、南九州市特定事業主行動計画を策定する際には実態を反映した計画を策定している。

No.	実施項目	対象事業	担当課
51	休暇制度の利用促進	広報紙・HPによる広報	まちづくり 推進課
52	休暇・給付制度の周知及び活用推進	職員からの相談対応	総務課
52	休暇・給付制度の周知及び活用推進	広報紙・HPによる広報	まちづくり 推進課
53	男性の育児休業取得の推進	職員への周知、相談対応	総務課
53	男性の育児休業取得の推進	広報紙・HPによる広報	まちづくり 推進課
評価視点3	女性の能力開発・チャレンジに向けた取り組みへの支援		8 / 12 67%
評価項目18	女性の能力発揮・開発や再就職及び新規就業に関する支援		5 / 9 56%

まちづくり推進課では女性の再就職支援に関する情報発信はできなかったが、こども未来課ではHP上で制度を公表し、保育士の有資格者の登録を受け付けている。

職員が産前産後休暇、育児休業を取得する際には、代替職員補充や係内の業務分担の見直しを求め、みんなで支え合う職場づくりに努めた。また、職員が復職の際には円滑に職場に復帰できるよう、職員個人や主管課からの相談対応や助言等を行った。

No.	実施項目	対象事業	担当課
54	女性活躍の情報発信	広報紙・HPによる広報	まちづくり 推進課
55	職員の育児休業終了時の復職支援	職員からの相談対応	総務課
56	保育士等の就職支援	HPによる広報	こども未来課

評価項目19	「南九州市地方創生総合戦略」における 「女性活躍推進」に係る取り組みの推進	3 / 3	100%
第3期創生総合戦略に基づき、男女共同参画の視点を踏まえた事業の実施について各課に働きかけを行った。			
No.	実施項目	対象事業	担当課
57	「南九州市地方創生総合戦略」における「女性活躍推進」に係る取り組みの推進	関係各課への働きかけ	企画課

★今後の方向性・検討事項

ワーク・ライフ・バランスは、経済成長、働きがい、自分らしい生き方など、様々な面において重要な取組であり、継続的な啓発が必要である。
また、女性をはじめ全ての個人の能力発揮に影響を及ぼす各種ハラスメントについても、男女雇用機会均等法、ハラスメント防止法の周知や支援策及び最新情報の積極的な広報啓発を行い、防止に努める。

【取組内容】

- ・事業者への女性活躍等の意識付けのための啓発推進
- ・ハラスメント防止を含めた働き方改革や各種法制度に関する情報提供などの啓発推進
- ・多様な働き方を妨げるアンコンシャス・バイアス解消のための周知啓発

3 政策方針決定過程への男女共同参画の推進 (女性活躍推進計画Ⅱ)		108 / 123	88%	81%		
評価視点1	政策・方針決定過程への女性の参画拡大		59 / 66	89%		
評価項目20	市における施策の立案・事業の実施に当たって 「男女共同参画の視点」の浸透を図る取組の推進		6 / 6	100%		
市民の行政への参画を促進するため、行政情報を積極的に公表する情報公開制度における情報開示が27件、個人情報保護制度における情報開示が1件あった。						
No.	実施項目	対象事業	担当課			
59	情報公開制度	情報開示	総務課			
60	国・県・近隣自治体・関係機関との連携	関係機関との連携	まちづくり 推進課			
評価項目21	雇用の分野における女性の参画拡大を図る取組の促進		8 / 9	89%		
広報紙に男女共同参画に関する特集記事を掲載し、ジェンダーギャップ指数などの男女共同参画を取り巻く状況を広く市民に周知することができた。						
男女共同参画社会についての市民意識調査を行い、結果を職員や市民へ広く周知した。						
労働関係担当課である商工観光課においては商工会等と連携し、県が主催する就労に関する各種説明会や相談会開催の情報を共有した。また、県が実施する就労相談会のチラシ設置やHPへの掲載を行った。						
No.	実施項目	対象事業	担当課			
61	先進事例の情報収集・提供	広報紙・HPによる広報	まちづくり 推進課			
62	調査研究、情報収集・提供	広報紙・HPによる広報	まちづくり 推進課			
41	女性従業者の経営参画の促進（再掲）	商工会等と連携した啓発活動	商工観光課			
評価項目22	市における女性職員の登用推進		7 / 9	78%		
婚姻等による姓の変更に関わらず働きやすい環境を確立するため、旧姓使用については取扱規程を制定済で例規集にも掲載され周知している。						
職員配置については固定的性別役割分担意識を排除した適材適所の人事制度を運用している。						
No.	実施項目	対象事業	担当課			
63	政策形成研修	各種研修の案内、受講斡旋	総務課			
64	旧姓使用要綱の整備の検討	要綱の周知	総務課			
65	職域・職種・職階における性別による偏りの配慮	人事異動希望調査及び研修派遣希望調査の実施	総務課			
評価項目23	市の審議会委員等への女性の登用を進める取組の促進		6 / 6	100%		
各審議会等の女性登用状況を内閣府からの調査で点検した。また、南九州市女性委員登用指針に基づき、審議会等の女性登用選任に関するチェック体制等が図られた。						
No.	実施項目	対象事業	担当課			
66	審議会等における女性の登用促進	各審議会で促進【関係各課】	関係各課			
67	審議会等委員の公募制の導入	各事業で導入【関係各課】	関係各課			

評価項目24	農林水産業や商工業分野における女性の参画拡大を図る取組の促進	10 / 12	83%
--------	--------------------------------	---------	-----

認定農家の会において、家族経営協定締結の広報活動を行っている。また商工観光課及び農業振興課では、県が開催する研修会等への案内を行っている。

農業振興課の主催する研修や会議においては、農繁期を考慮し、参加しやすい日程等の工夫をおこなっている。

No.	実施項目	対象事業	担当課
68	農林水産業・商工自営業等に従事する女性の労働が適正に評価され誰もが安全で快適に働くための学習機会の提供	広報紙・HPによる広報	商工観光課
68	農林水産業・商工自営業等に従事する女性の労働が適正に評価され誰もが安全で快適に働くための学習機会の提供	広報紙・HP等による広報	農業振興課（R6農政課）
69	研修会・会議等の開催	研修案内	商工観光課
69	研修会・会議等の開催	研修案内	農業振興課（R6農政課）
評価項目25	地域活動、各種団体・組織等における女性の参画を進める取組の促進	22 / 24	92%

各種委員の委嘱について、女性の割合が高まるように選出の仕方を工夫してもらうよう各種団体へ依頼した。

各審議会等の女性登用について、男女共同参画推進会議で報告し、管理職への意識付けを行った。

各種研修会や出前講座の案内については、広報紙やホームページなどを用いて情報提供することができ、参加してもらうことができた。

No.	実施項目	対象事業	担当課
70	女性リーダーの養成	県主催のリーダー研修案内【関係各課】	関係各課
71	各種団体への支援	出前講座等の案内	まちづくり推進課
71	各種団体への支援	認定農業者への研修等の案内・発送	農業振興課（R6農政課）
71	各種団体への支援	女性団体連絡会	社会教育課
72	女性役員等の登用	女性登用率の調査【関係各課】	関係各課
73	各種団体への女性登用の働きかけ	出前講座【関係各課】	関係各課
74	学校教育・社会教育の場における役職・役員への女性の登用の促進	管理職研修会による指導	学校教育課
74	学校教育・社会教育の場における役職・役員への女性の登用の促進	各種役員等の構成の配慮	社会教育課

評価視点2	農林水産業・商工業の分野における女性の参画拡大に向けた環境づくり	37 / 45	82%
評価項目26	経営への女性の参画を促進する就業環境整備の促進と人材育成	8 / 9	89%

農業委員会だよりに家族経営協定についての記事の掲載や、認定農業者に対して家族経営協定に関する広報活動や相談会を5件行うなど周知・広報活動に努めることができた。

No.	実施項目	対象事業	担当課
75	家族経営協定の締結促進及び啓発等	研修会の開催	農業振興課（R6農政課）
75	家族経営協定の締結促進及び啓発等	農業委員会だよりによる広報	農業委員会事務局
41	女性従業者の経営参画の促進（再掲）	商工会等と連携した啓発活動	商工観光課
評価項目27	男女共同参画の視点を踏まえた家族経営協定の普及と締結の促進	8 / 9	89%

ワーク・ライフ・バランスについて、市単独での学習機会提供は行っていないが、県が主催する就労に関する各種説明会や相談会のチラシ設置やHPへの掲載を行った。また、有給休暇取得による仕事と生活の調和を促すリーフレット（厚労省提供）をホームページに掲載し、事業者・雇用者への情報提供を行った。

家族経営協定について個別指導を行い、令和6年度は、4組の協定締結があった。

No.	実施項目	対象事業	担当課
76	農林水産業や商工業に従事する人のワーク・ライフ・バランスを支える制度の推進	広報紙・HPによる広報	商工観光課
76	農林水産業に従事する人のワーク・ライフ・バランスを支える制度の推進	家族経営協定の研修を開催	農業振興課（R6農政課）
76	農林水産業や商工業に従事する人のワーク・ライフ・バランスを支える制度の推進	農業委員会だよりによる広報	農業委員会事務局
評価項目28	農林水産業の女性による起業・コミュニティ・ビジネス等の支援	5 / 6	83%

就農希望者についての情報提供や研修等については、研修の開催や新規就農者の巡回訪問、農業委員会だより等に掲載を行うなど充実していた。

No.	実施項目	対象事業	担当課
77	農林水産業への新規就業希望者への情報提供	研修会の案内、就農状況の巡回、新規就農者への研修会開催	農業振興課（R6農政課）
77	農林水産業への新規就業希望者への情報提供	農業委員会だよりによる広報	農業委員会事務局

評価項目29	女性が農業経営に参画する機会の確保及び就業環境整備と人材育成	16 / 21	76%
--------	--------------------------------	---------	-----

家族経営協定については、各種会合での周知に加え、個別指導を実施し、令和6年度は4組が協定を締結した。

女性農業経営士の活動状況調査を行い、現状の把握に努めている。また、認定農業者制度でも25名（うち共同申請11名）が認定されている。

農業経営や簿記等についての研修を行い、男女延べ36名（男性6名、女性30名）の参加があった。

No.	実施項目	対象事業	担当課
78	農林水産業における男女共同参画の推進	旅費の支援（鹿児島県農業会議等と連携）	農業委員会事務局
79	家族経営協定の締結	研修会の開催	農業振興課（R6農政課）
79	家族経営協定の締結	農業委員への啓発	農業委員会事務局
80	女性農業経営士の推奨	個別に研修案内	農業振興課（R6農政課）
81	女性の認定農業者の育成	研修案内	農業振興課（R6農政課）
82	経営管理などについての研修	研修案内	商工観光課
82	経営管理などについての研修	研修案内	農業振興課（R6農政課）
評価視点3	女性リーダー等の人材育成にかかる支援		12 / 12 100%
評価項目30	女性の能力開発及びネットワークの構築とネットワーキングへの支援		12 / 12 100%

起業・創業セミナー等の情報提供をホームページで行い、起業等希望相談者への商工会を通じた相談対応の環境を整えている。

女性リーダー養成のための各種研修の周知を行った。

No.	実施項目	対象事業	担当課
83	職業訓練に関する情報提供	広報紙・HPによる広報	商工観光課
84	起業希望者への情報提供	広報紙・HPによる広報	商工観光課
85	女性のエンパワーメントを目的とした学習の充実	出前講座【関係各課】	関係各課
70	女性リーダーの養成（再掲）	県主催のリーダー研修案内【関係各課】	関係各課

★今後の方向性・検討事項

雇用の分野における固定的役割分担意識は根強く、特に農林水産業・商工業の分野における女性の登用及び女性の参画拡大の数値が低いため、重点的な取組が必要である。

生産年齢人口の減少が続く中、「女性の所得向上による経済的自立」について持続可能な地域経済の基盤的課題として取り組む必要がある。

【取組内容】

- ・男女共同参画の視点を踏まえた家族経営協定締結の促進
- ・事業所への雇用分野における女性活躍に関する諸制度、国・県の事業等の情報提供

4 男女共同参画による 地域コミュニティづくりの推進		27 / 30	90%	81%		
評価視点 1	地域活動での男女共同参画の意識啓発		18 / 21	86%		
評価項目31	男女共同参画の視点に立った人々の 安全・安心に係る活動の推進		11 / 12	92%		
光ファイバーの世帯カバー率が100%						
在宅福祉アドバイザー（アドバイザー277名、見守り対象者683名）、自主防災リーダー研修会をそれぞれ主管課において実施し、地域内の安全・安心にかかる活動を推進することができた。						
自主防災組織訓練実施118組織（前年度114組織）						
No.	実施項目	対象事業	担当課			
86	地区住民への情報提供	会合、研修等による情報提供	まちづくり 推進課			
87	在宅福祉アドバイザーの育成	地域見守りネットワーク支援事業	長寿介護課			
88	情報通信基盤整備	民設民営(負担金)方式による整備	企画課			
89	男女共同参画の視点に立った自主 防災組織の編成	自主防災組織リーダー研修、防犯灯要望、実績報告提出依頼時の助言	防災安全課			
評価項目32	「男女共同参画の視点」と「協働」の手法を活用した 地域づくりに関する学習の推進		4 / 6	67%		
地区公民館長や集落支援員などの地域づくりのキーパーソンに積極的に研修等に参加していただいた。						
行事・イベント等における慣行見直しにつながる具体的な取り組みは行えなかった。						
No.	実施項目	対象事業	担当課			
90	地域づくり活動の手法を学ぶセミ ナー	県主催の協働リーダー研修案内等	まちづくり 推進課			
91	行事・イベント等における慣行の 見直し	各行事において確認【関係各課】	関係各課			
評価項目33	地区公民館・自治会等、地域に根ざした組織の地域活動 における方針決定過程への女性の参画の拡大を図る組織の推進		3 / 3	100%		
令和6年度末に自治会長を対象に各自治会での出不足金のアンケート調査を実施した。（R7に自治会長へ周知）						
No.	実施項目	対象事業	担当課			
92	地域の慣習についての実態把握	実態調査の実施	まちづくり 推進課			

評価視点2	男女共同参画の視点を取り入れた防災活動の促進	9 / 9	100%
評価項目34	地域における生活者の多様な視点を反映した 地域防災における取り組みの推進	9 / 9	100%

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に存する施設について、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の義務化に伴い、対象の31施設に計画作成や訓練実施を依頼し、全ての施設において作成済みである。（R5実績29施設）

避難支援が必要な住民に対して、適切にサービスの提供ができるよう、民生委員や自治会長に協力を依頼して登録勧奨を行っているとともに、要援護者名簿を整備し、警察や消防、自主防災組織とも情報を共有している。

子ども未来課（R6福祉健康課）の行う乳幼児健診時に、平時からの防災への備え及び液体ミルクの活用などミニ防災講座を行い防災意識の向上が図られた。

No.	実施項目	対象事業	担当課
93	要援護者台帳の整備	関係機関との連携	防災安全課
93	要援護者台帳の整備	要援護者台帳の整備	福祉健康課
94	男女共同参画の視点に立った地域 防災計画の推進	関係機関との連携、資機材購入補助事業	防災安全課

★今後の方針性・検討事項

地域コミュニティの運営には男女共同参画の視点が不可欠であることから、研修会や学習機会の提供、地域づくりのキーパーソンに対して啓発も行う。

防災分野での固定的性別役割分担の解消については、防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画の推進に努める。

自主防災組織の訓練実施件数が増加傾向にある。（R4：41組織、R5：114組織、R6：118組織）

【取組内容】

- ・男女共同参画に関する理解の促進を図るため、地域コミュニティのリーダーへの学習機会を充実させる。
- ・自主防災組織の訓練内容に男女共同参画や多様な視点が反映されるよう周知啓発を行う。

5 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶		285 / 309	92%	92%																																																																												
評価視点1	暴力を許さない社会の意識づくり		47 / 54	87%																																																																												
評価項目35	暴力を容認しない意識の醸成		47 / 54	87%																																																																												
<p>11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間では、広報紙、ホームページ等で幅広く周知を行い、また市内の3つの図書館に、パープルリボン運動のブースを設置して国の啓発ポスター・チラシを掲示、県のリーフレットを置くなどして啓発運動を行った。</p> <p>出前講座でDVについて学べることを広報紙、市ホームページ、LINEを活用し周知したが、令和6年度は該当するテーマでの依頼がなかった。</p> <p>教育現場では人権擁護委員による人権教室を小学校9校、中学校2校で実施した。また、管理職研修では、いじめに係る未然防止及び早期発見・早期対応に係る指導を繰り返し実施したほか、虐待や面前DV等に係る内容をこども未来課と連携し、学校の通告義務について指導を行った。</p>																																																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>実施項目</th> <th>対象事業</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>95</td><td>多様な機会をとらえた広報・啓発の推進</td><td>「女性に対する暴力をなくす運動」の広報紙・HPによる周知</td><td>まちづくり 推進課</td></tr> <tr> <td>96</td><td>問題解決を暴力に頼らないコミュニケーションについての広報・啓発の推進</td><td>「女性に対する暴力をなくす運動」の広報紙・HPによる周知</td><td>まちづくり 推進課</td></tr> <tr> <td>97</td><td>広報紙やリーフレット等広報媒体を活用した啓発の実施</td><td>データDVリーフレットによる啓発</td><td>まちづくり 推進課</td></tr> <tr> <td>98</td><td>啓発用リーフレットの活用</td><td>データDVリーフレット等による啓発</td><td>まちづくり 推進課</td></tr> <tr> <td>99</td><td>講演会や研修会等の開催による啓発の実施</td><td>出前講座等の実施</td><td>まちづくり 推進課</td></tr> <tr> <td>100</td><td>身近な事例を用いた啓発、参加・体験型の啓発の推進</td><td>出前講座等の実施</td><td>まちづくり 推進課</td></tr> <tr> <td>101</td><td>地域における学習機会の提供</td><td>出前講座等の実施</td><td>まちづくり 推進課</td></tr> <tr> <td>102</td><td>誰もが身近に参加できる講演会や講座の開催</td><td>出前講座【関係各課】</td><td>関係各課</td></tr> <tr> <td>103</td><td>県男女共同参画センター等における講演会等の情報提供</td><td>広報紙・HPによる広報</td><td>まちづくり 推進課</td></tr> <tr> <td>104</td><td>各種団体の研修会や講座等の機会を活用した啓発</td><td>出前講座等の実施</td><td>まちづくり 推進課</td></tr> <tr> <td>105</td><td>書籍やビデオ等の関連情報の整備・提供</td><td>DV関連の書籍やビデオ等の充実</td><td>社会教育課</td></tr> <tr> <td>106</td><td>『女性に対する暴力をなくす運動』期間（11月）を中心とした広報啓発</td><td>広報紙・HPによる広報</td><td>まちづくり 推進課</td></tr> <tr> <td>107</td><td>人権教育の充実</td><td>人権教室開設、常設無料人権相談及び特設無料人権相談等の周知（知覧人権擁護委員協議会）</td><td>市民生活課</td></tr> <tr> <td>108</td><td>「人権週間」の周知</td><td>広報紙・懸垂幕等による周知</td><td>市民生活課</td></tr> <tr> <td>109</td><td>加害予防の観点からの広報啓発のあり方の検討</td><td>データDVリーフレットによる啓発</td><td>まちづくり 推進課</td></tr> <tr> <td>110</td><td>教育現場での人権教育</td><td>管理職研修会（年4回）による指導、校内研修会の実施、人権啓発強調月間の推進</td><td>学校教育課</td></tr> <tr> <td>111</td><td>問題解決を暴力に頼らないコミュニケーション教育の推進</td><td>県主催基礎講座へ旅費支援、連絡会議の開催</td><td>まちづくり 推進課</td></tr> <tr> <td>112</td><td>被害者が自ら配偶者等からの暴力についての知識や気づきを得るために啓発や情報提供</td><td>住民講座の開催</td><td>まちづくり 推進課</td></tr> </tbody> </table>					No.	実施項目	対象事業	担当課	95	多様な機会をとらえた広報・啓発の推進	「女性に対する暴力をなくす運動」の広報紙・HPによる周知	まちづくり 推進課	96	問題解決を暴力に頼らないコミュニケーションについての広報・啓発の推進	「女性に対する暴力をなくす運動」の広報紙・HPによる周知	まちづくり 推進課	97	広報紙やリーフレット等広報媒体を活用した啓発の実施	データDVリーフレットによる啓発	まちづくり 推進課	98	啓発用リーフレットの活用	データDVリーフレット等による啓発	まちづくり 推進課	99	講演会や研修会等の開催による啓発の実施	出前講座等の実施	まちづくり 推進課	100	身近な事例を用いた啓発、参加・体験型の啓発の推進	出前講座等の実施	まちづくり 推進課	101	地域における学習機会の提供	出前講座等の実施	まちづくり 推進課	102	誰もが身近に参加できる講演会や講座の開催	出前講座【関係各課】	関係各課	103	県男女共同参画センター等における講演会等の情報提供	広報紙・HPによる広報	まちづくり 推進課	104	各種団体の研修会や講座等の機会を活用した啓発	出前講座等の実施	まちづくり 推進課	105	書籍やビデオ等の関連情報の整備・提供	DV関連の書籍やビデオ等の充実	社会教育課	106	『女性に対する暴力をなくす運動』期間（11月）を中心とした広報啓発	広報紙・HPによる広報	まちづくり 推進課	107	人権教育の充実	人権教室開設、常設無料人権相談及び特設無料人権相談等の周知（知覧人権擁護委員協議会）	市民生活課	108	「人権週間」の周知	広報紙・懸垂幕等による周知	市民生活課	109	加害予防の観点からの広報啓発のあり方の検討	データDVリーフレットによる啓発	まちづくり 推進課	110	教育現場での人権教育	管理職研修会（年4回）による指導、校内研修会の実施、人権啓発強調月間の推進	学校教育課	111	問題解決を暴力に頼らないコミュニケーション教育の推進	県主催基礎講座へ旅費支援、連絡会議の開催	まちづくり 推進課	112	被害者が自ら配偶者等からの暴力についての知識や気づきを得るために啓発や情報提供	住民講座の開催	まちづくり 推進課
No.	実施項目	対象事業	担当課																																																																													
95	多様な機会をとらえた広報・啓発の推進	「女性に対する暴力をなくす運動」の広報紙・HPによる周知	まちづくり 推進課																																																																													
96	問題解決を暴力に頼らないコミュニケーションについての広報・啓発の推進	「女性に対する暴力をなくす運動」の広報紙・HPによる周知	まちづくり 推進課																																																																													
97	広報紙やリーフレット等広報媒体を活用した啓発の実施	データDVリーフレットによる啓発	まちづくり 推進課																																																																													
98	啓発用リーフレットの活用	データDVリーフレット等による啓発	まちづくり 推進課																																																																													
99	講演会や研修会等の開催による啓発の実施	出前講座等の実施	まちづくり 推進課																																																																													
100	身近な事例を用いた啓発、参加・体験型の啓発の推進	出前講座等の実施	まちづくり 推進課																																																																													
101	地域における学習機会の提供	出前講座等の実施	まちづくり 推進課																																																																													
102	誰もが身近に参加できる講演会や講座の開催	出前講座【関係各課】	関係各課																																																																													
103	県男女共同参画センター等における講演会等の情報提供	広報紙・HPによる広報	まちづくり 推進課																																																																													
104	各種団体の研修会や講座等の機会を活用した啓発	出前講座等の実施	まちづくり 推進課																																																																													
105	書籍やビデオ等の関連情報の整備・提供	DV関連の書籍やビデオ等の充実	社会教育課																																																																													
106	『女性に対する暴力をなくす運動』期間（11月）を中心とした広報啓発	広報紙・HPによる広報	まちづくり 推進課																																																																													
107	人権教育の充実	人権教室開設、常設無料人権相談及び特設無料人権相談等の周知（知覧人権擁護委員協議会）	市民生活課																																																																													
108	「人権週間」の周知	広報紙・懸垂幕等による周知	市民生活課																																																																													
109	加害予防の観点からの広報啓発のあり方の検討	データDVリーフレットによる啓発	まちづくり 推進課																																																																													
110	教育現場での人権教育	管理職研修会（年4回）による指導、校内研修会の実施、人権啓発強調月間の推進	学校教育課																																																																													
111	問題解決を暴力に頼らないコミュニケーション教育の推進	県主催基礎講座へ旅費支援、連絡会議の開催	まちづくり 推進課																																																																													
112	被害者が自ら配偶者等からの暴力についての知識や気づきを得るために啓発や情報提供	住民講座の開催	まちづくり 推進課																																																																													

評価視点2	配偶者等からの暴力の防止と被害者を支援する基盤づくりの推進	226 / 243	93%
評価項目36	「南九州市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」に基づく総合的施策の推進と関係機関、団体等の連携強化	114 / 129	88%

緊急の相談があった場合に、被害者の意向を確認のうえ、警察へ情報提供を行い、被害者保護に向けた連携に取り組めるよう南九州市DV防止対策連絡協議会を開催している。

関係各課において、相談があった場合に適切な対応ができるよう研修参加の機会確保に努めた。また県の男女共同参画基礎講座受講者に旅費支援を行い、暴力の根絶に資する人材の育成を行った。

No.	実施項目	対象事業	担当課
113	暴力未然防止教育の研究及び実践	デートDVリーフレットによる啓発	まちづくり 推進課
114	問題解決を暴力に頼らない教育の推進	管理職研修会（年4回）による指導	学校教育課
115	デートDV防止に関する教育・啓発の推進	デートDVリーフレットによる啓発	まちづくり 推進課
116	教育・保健医療関係者、警察、相談機関の職員等を対象とした研修の実施	DV連絡会議の開催	まちづくり 推進課
117	支援関係機関・団体の連携強化	DV連絡会議による連携	まちづくり 推進課
118	医療機関とその他支援関係機関との連携協力	DV連絡会議の開催	まちづくり 推進課
119	医療関係者向けの広報や研修の実施	県から支援マニュアル配布	まちづくり 推進課
120	消防（救急）機関における配偶者等からの暴力被害者への応急対応	警察署との連携	消防署
121	警察の緊急通報装置貸出制度	警察署との連携	まちづくり 推進課
122	警察等による見回り	警察署との連携	まちづくり 推進課
123	暴力の発生を未然に防止するための地域における家庭への働きかけ	DV連絡会議の開催	まちづくり 推進課
124	配偶者暴力防止法に基づく通報制度及び児童虐待防止法に基づく通告制度の広報	広報紙・HPによる広報	まちづくり 推進課
125	医療関係者への通報・通告制度の周知徹底	県から支援マニュアル配布	まちづくり 推進課
126	警察との連携・協力	警察署との連携	まちづくり 推進課
127	配偶者等からの暴力を発見しやすい立場にある関係者の、配偶者等からの暴力についての知識と対応技術の習得	DV連絡会議の開催	まちづくり 推進課
128	民生委員児童委員や人権擁護委員等による早期発見・対応	特設人権相談の開催・研修会・講演会への参加（知覧人権擁護委員協議会）	市民生活課
128	民生委員児童委員や人権擁護委員等による早期発見・対応	研修会参加、自主学習会	福祉健康課
129	保健・医療機関における早期発見のための相談対応マニュアルの活用	県から支援マニュアル配布	まちづくり 推進課

130	医療機関における診療や医療相談、スクリーニング（配偶者等からの暴力に関する問い合わせ）を通じた早期発見と積極的な助言や情報提供	県から支援マニュアル配布	まちづくり 推進課
131	育児・介護サービスの提供者による早期発見	関係機関との連携	まちづくり 推進課
132	学校、幼稚園、保育所等における子どもの行動等からの早期発見	D V連絡会議の開催	まちづくり 推進課
132	学校、幼稚園、保育所等における子どもの行動等からの早期発見	研修会参加、自主学習会	こども未来課
132	学校、幼稚園、保育所等における子どもの行動等からの早期発見	特別支援連携協議会	学校教育課
133	地域における見守り支援	D V連絡会議の開催	まちづくり 推進課
134	外国人、障がい者、高齢者の孤立防止と暴力の未然防止・早期発見のための支援体制づくり	D V被害者支援庁内連絡会議等の開催	まちづくり 推進課
135	地域のあらゆる主体における防犯活動・地域安全活動の促進	防犯灯設置補助事業	防災安全課
136	地域づくりや子どもの育成について活動をしているN P O等民間団体との連携協力	関係機関との連携	まちづくり 推進課
95	多様な機会をとらえた広報・啓発の推進（再掲）	「女性に対する暴力をなくす運動」の広報紙・HPによる周知	まちづくり 推進課
96	問題解決を暴力に頼らないコミュニケーションについての広報・啓発の推進（再掲）	「女性に対する暴力をなくす運動」の広報紙・HPによる周知	まちづくり 推進課
97	広報紙やリーフレット等広報媒体を活用した啓発の実施（再掲）	データD Vリーフレットによる啓発	まちづくり 推進課
98	啓発用リーフレットの活用（再掲）	データD Vリーフレットによる啓発	まちづくり 推進課
99	講演会や研修会等の開催による啓発の実施（再掲）	出前講座等の実施	まちづくり 推進課
100	身近な事例を用いた啓発、参加・体験型の啓発の推進（再掲）	出前講座等の実施	まちづくり 推進課
101	地域における学習機会の提供（再掲）	出前講座等の実施	まちづくり 推進課
102	誰もが身近に参加できる講演会や講座の開催（再掲）	出前講座【関係各課】	関係各課
103	県男女共同参画センター等における講演会等の情報提供（再掲）	広報紙・HPによる広報	まちづくり 推進課
104	各種団体の研修会や講座等の機会を活用した啓発（再掲）	出前講座等の実施	まちづくり 推進課
105	書籍やビデオ等の関連情報の整備・提供（再掲）	D V関連の書籍やビデオ等の充実	社会教育課

106	『女性に対する暴力をなくす運動』期間（11月）を中心とした広報啓発（再掲）	広報紙・HPによる広報	まちづくり 推進課
108	「人権週間」の周知（再掲）	広報紙・懸垂幕等による周知	市民生活課
109	加害予防の観点からの広報啓発のあり方の検討（再掲）	データDVリーフレットによる啓発	まちづくり 推進課
111	問題解決を暴力に頼らないコミュニケーション教育の推進（再掲）	県主催基礎講座へ旅費支援、連絡会議の開催	まちづくり 推進課
112	被害者が自ら配偶者等からの暴力についての知識や気づきを得るために啓発や情報提供（再掲）	住民講座の開催	まちづくり 推進課

評価項目37	安心して相談できる相談体制の充実	39 / 39	100%
--------	------------------	---------	------

毎月の広報紙への掲載や公共施設等のトイレに「男女共同参画電話相談」のカードを配置し、相談窓口を広く周知した。

庁内連絡会議等により関係各課で情報共有を行っており、DVの相談があった場合は、担当係に連絡が来るよう体制を整えている。

県主催の相談業務研修会にはまちづくり推進課の担当職員や関係課職員が参加し、DV対応の理解を深めた。

No.	実施項目	対象事業	担当課
137	若年層が相談しやすい相談窓口づくりと若年層を配慮した相談窓口の広報の在り方の検討	男女共同参画電話相談の実施	まちづくり 推進課
138	安心して相談できる環境の整備	男女共同参画電話相談の実施	まちづくり 推進課
139	身近な所で相談できる体制の整備	DV被害者支援庁内連絡会議の開催	まちづくり 推進課
140	外国人・障がい者への対応が可能な相談機関等の情報提供	県のDV研修への参加	まちづくり 推進課
141	各種相談窓口の被害者への周知	男女共同参画電話相談の周知	まちづくり 推進課
142	支援関係機関の職務関係者を対象とした研修の実施	DV連絡会議の開催	まちづくり 推進課
143	市担当職員を対象とした研修の実施	DV被害者支援庁内連絡会議の開催	まちづくり 推進課
144	内閣府作成『配偶者からの暴力の被害者対応の手引～二次的被害を与えないために～』の活用	DV被害者支援庁内連絡会議の開催	まちづくり 推進課
145	相談員等支援者のケア	DV被害者支援庁内連絡会議の開催	まちづくり 推進課
146	申出への対応体制の整備	DV被害者支援庁内連絡会議の開催	まちづくり 推進課
147	南九州市男女共同参画相談制度の周知	男女共同参画電話相談の周知	まちづくり 推進課
148	対応結果の情報公開	南九州市情報公開条例による対応	まちづくり 推進課
149	通報者の情報（氏名等）の保護の徹底	DV被害者支援庁内連絡会議の開催	まちづくり 推進課
150	支援者の個人情報管理の徹底	関係各課で徹底【関係各課】	まちづくり 推進課

評価項目38	被害者の安全を確保する対応と心身の回復と自立への支援及び 家庭内の暴力により心理的外傷を受けた子どもへの支援	73 / 75	97%
南九州市DV対策連絡会議や府内連絡会議の中で各機関や各課の利用者支援等について共通認識を図った。			
児童虐待関係について、相談等があった場合は、母子生活支援施設、乳児院、児童養護施設等の該当施設の情報提供を行い、必要に応じて措置入所を行っている。			
DV被害者の医療機関等受診履歴が加害者に知られないようにする体制（世帯主へ通知を発送しないことやマイナポータルでの閲覧制限など）を適切に行っている。			
No.	実施項目	対象事業	担当課
151	配偶者等からの暴力及び児童虐待の支援関係機関の連携協力体制の強化	DV連絡会議の開催	まちづくり 推進課
152	支援関係機関の休日及び時間外における保護に関する連絡体制の整備	DV連絡会議の開催	まちづくり 推進課
153	府内連絡会議の設置	DV被害者支援府内連絡会議の開催	まちづくり 推進課
154	被害者の一時避難への支援	一時避難支援事業	まちづくり 推進課
155	子育て短期支援事業による母子の保護	ショートステイ事業	こども未来課
156	身近な避難先の確保	一時避難支援事業	まちづくり 推進課
157	被害者の個人情報を共有する支援関係機関の情報管理のルールづくり	DV被害者支援府内連絡会議の開催	まちづくり 推進課
158	教育委員会及び学校における個人情報の適切な管理	管理職研修会（年4回）による指導、市情報教育担当者研修会、市情報セキュリティポリシー	学校教育課
159	各機関における被害者の個人情報の保護と守秘義務の徹底	DV被害者支援府内連絡会議の開催	まちづくり 推進課
160	住民基本台帳事務における支援措置制度の適切な運用	関係課との連携	市民生活課
161	個人情報を扱う各種機関における配偶者等からの暴力に関する理解の促進	DV被害者支援府内連絡会議の開催	まちづくり 推進課
162	各種支援制度の適切な運用	相談者への情報提供	市民生活課（R6福祉健康課）
163	保護命令制度の広報と被害者への利用支援	相談者への情報提供	まちづくり 推進課
164	地域のあらゆる主体における子どもの見守りの推進	DV連絡会議の開催	まちづくり 推進課
165	学校や幼稚園、保育所、児童クラブ等への就学や入所等の支援	研修会参加、自主学習会	こども未来課
166	健康診査・予防接種の弾力的実施	住所地市町村との連携	こども未来課（R6福祉健康課）
167	配偶者暴力防止法に基づく子に対する接近禁止命令制度の周知	DV連絡会議の開催	まちづくり 推進課
168	保健センター等における母子保健事業（乳幼児等の健診、子育て相談など）を通じた早期発見と被害者や子ども、家族への積極的な働きかけ	健診等従事者のスキルアップ個別相談・訪問指導の実施	こども未来課（R6福祉健康課）
169	生活保護等の援護制度の活用	DV被害者連絡会議による相互連携	福祉健康課

170	ハローワークにおける職業相談・指導、職業紹介、求人情報の提供	広報紙・HPによる広報	まちづくり 推進課
171	就職のための技能習得等の情報提供	広報紙・HPによる広報	まちづくり 推進課
172	各種保育サービスの情報提供・利用支援	広報紙・HPによる広報	こども未来課
173	公営住宅等への優先入居	DV被害者の南九州市公営住宅及び一般住宅への入居に関する要綱により	都市政策課
174	自立困難な被害者への対応	広報紙・HPによる広報	こども未来課
評価視点3	性犯罪・ストーカー行為・ハラスメント等への対策及び被害者支援	12 / 12	100%
評価項目39	性犯罪やストーカー被害者への適切な対応	3 / 3	100%

令和6年度は一時保護の案件がなかった。

性犯罪やストーカー案件のケースについても、DV被害者庁内連絡会議で、情報共有を行っている。

No.	実施項目	対象事業	担当課
175	ストーカー規制法や接近禁止等の仮処分の申立て制度等の情報提供	相談者への情報提供	まちづくり 推進課
評価項目40	ハラスメント等の防止に向けた啓発や情報提供	9 / 9	100%

令和2年11月に定められた、「南九州市職員のハラスメントの防止、排除及び対策に関する規程」に基づき、引き続き、職員が相談しやすい環境作りに努めている。

一般には「男女共同参画電話相談」を開設し、一人ひとりの人権を尊重する対応を行っており、セクハラやパワハラを含む相談機関の周知に取組んだ。

No.	実施項目	対象事業	担当課
176	ハラスメントの防止に向けた広報・啓発の充実	課長会議等での啓発活動	総務課
176	ハラスメントの防止に向けた広報・啓発の充実	男女共同参画電話相談の実施	まちづくり 推進課
177	ハラスメントについての周知	男女共同参画電話相談の周知	まちづくり 推進課

★今後の方向性・検討事項

DV被害は潜在化する傾向にあり、「どこ（誰）にも相談していない」DV被害者が存在することを関係職員が念頭に置き、早期認知に努める必要がある。

関係機関・関係部署の連携強化及び守秘義務の徹底のため、DV被害者支援庁内連絡会議・DV対策連絡会議を継続して開催する。

【取組内容】

- 「男女共同参画電話相談」に寄せられる電話相談の内容に応じて関係機関へ引継ぎを行い、相談者一人一人の実情に合わせた柔軟な対応を行う。
- 関係部署の職員等にも研修への参加を促し、相談対応にあたる職員の資質向上を図る。

6 すべての人の生涯を通じた健康支援		57 / 69	83%	81%
評価視点 1	生涯を通じた男女の健康の包括的な支援		36 / 45	80%
評価項目41	男女の身体的違いやニーズを踏まえた心身及びその健康についての正しい知識の普及と情報提供及び健康づくり支援		24 / 30	80%
<p>多くの人が集まる特定健診やがん検診の場を利用して、市の健康課題や生活習慣病予防等についての健康教育や個別健康相談を実施した。</p> <p>母子に関しては、母子保健推進員の訪問活動により健診や各相談日等の情報提供を行った。</p> <p>健診は、休日や早朝、夕方の受付時間を設けたり、女性がんは、事前に予約をさせ、待ち時間の短縮を図ったり、計測は女性スタッフで対応し、誰でも健（検）診を受診しやすい機会を提供した。検診の種類によっては、男女で受診順番を調整するなどプライバシーに配慮した。</p> <p>食を通じた健康の正しい知識の普及については、食生活改善推進員と連携して行い、各年代・性別に合わせた内容の調理実習や講話等により活動を行った。令和6年度は57回実施。（R5は31回）</p> <p>家族経営協定において、健康管理の項目が盛り込まれており、心身の健康に配慮した協定締結を指導、ワーク・ライフ・バランスの実現等を支援している。</p> <p>各種スポーツイベントを開催し、市民に交流や健康づくりの場を提供することができた。スポーツ教室については、申込者279名に対し、男性参加は12名であった。男性の割合は年々増加しているが、性別にかかわらず、幅広い年代のニーズにあった内容にすることが課題である。</p>				
No.	実施項目	対象事業	担当課	
178	健康づくりに対する意識の向上	広報紙への健康情報継続掲載、各種保健事業での健康教育	福祉健康課	
179	各種相談体制の整備	各種保健事業での健康相談、各センターにおいて定例健康相談、心の健康相談事業（予約制）	福祉健康課	
180	各種検診・健診の受診率向上	広報紙・放送による広報	福祉健康課	
180	各種検診・健診の受診率向上	受診対象者全員に対する受診勧奨	福祉健康課	
181	食生活改善推進事業	地域での自主的な食生活改善推進、母子保健、生活習慣病予防、介護予防事業における食生活改善推進、市から補助金交付	福祉健康課	
182	家族経営協定内への健康維持に関する項目の設置助言	認定農業者への研修等の案内・発送、研修会の実施	農業振興課（R6農政課）	
182	家族経営協定内への健康維持に関する項目の設置助言	農業委員への啓発	農業委員会事務局	
183	スポーツ教室の開催	南九州スポーツクラブの運営・周知	保健体育課	
184	生涯スポーツ関連施設の整備	関係機関との連携、体育施設等の機能充実	保健体育課	
185	事業主等への意識の啓発	関係機関との連携	まちづくり推進課	
評価項目42	男女のニーズに応じた健診（検診）の環境整備		6 / 6	100%
<p>受診者個人のプライバシーに配慮する工夫として、検診時間を細かく設定し、待ち時間の短縮と受診しやすい体制を整えた。また、女性がん検診従事するスタッフも可能な限り女性スタッフが従事した。</p>				
No.	実施項目	対象事業	担当課	
186	健診サービスの充実	集団、個別健診の実施	福祉健康課	
186	健診サービスの充実（保健予防係）	集団、個別健診の実施	福祉健康課	

評価項目43	男女の生涯を通じた健康づくりのための、運動習慣の定着と指導者の育成	6 / 9	67%
--------	-----------------------------------	-------	-----

各地域保健センターでそれぞれ3回の保健推進員研修を行った。主な活動である受診勧奨や健康情報の普及啓発のための訪問活動を実施し、自分自身の健康に関する知識習得を深め、自治会内での普及啓発を行うことができた。

まちづくり推進課から、専門職員へオンラインを含む研修の情報提供を行っている。令和6年度は、DV支援に関する研修会に専門職員が参加し、職員の資質向上が図られた。

No.	実施項目	対象事業	担当課
187	保健推進員の養成	保健推進員研修会開催	福祉健康課
188	食生活改善推進員の養成	食生活改善推進員養成講座	福祉健康課
189	専門職員の資質の向上	専門の職員への研修	まちづくり 推進課
189	専門職員の資質の向上	研修会参加、自主学習会	こども未来課 (R6福祉 健康課)
評価視点2	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の普及啓発	21 / 24	88%
評価項目44	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (性と生殖に関する健康と権利)についての概念の普及啓発	6 / 6	100%

市養護教諭研修会等で、性に関する教育・学習機会の充実・男女共同参画の視点に立った意義や知識を高めるための研修が行われるよう適宜指導した。

出前講座においてリプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発をテーマとできることを過去の開催実績と併せて周知したことで、令和6年度は小学校で1件実施することができた。

No.	実施項目	対象事業	担当課
190	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (性と生殖に関する健康と権利) についての知識の普及	出前講座等の開催	まちづくり 推進課
191	性に関する教育・学習機会の充実	管理職研修会（年4回）による指導、南九州市人権教育研修会、人権教育の校内研修の実施、人権啓発強調月間の推進、市養護教諭等研修会（年3回）の実施	学校教育課
評価項目45	妊娠・出産期における健康管理の充実や不妊治療に対する支援の充実	10 / 12	83%

乳幼児のいる全世帯に、地域の母子保健推進員が訪問により乳幼児健診等年間計画表の配布及び乳幼児健診の通知を行っている。（R6母子保健推進員34名、活動件数1,590件）

発達相談会・健診事後フォロー教室については、会議等において複数の専門職員が対応を協議し、保護者の理解度や心理状態も見極めながら、適切なサービスにつなぐよう慎重に支援を行った。

不妊治療については、ホームページ等で広報を行い、体外受精及び顕微授精による不妊治療顕微生殖補助医療やR4年度からは男性不妊治療費の助成に加え一般不妊治療も追加して支援を充実させている。

市主催の母子保健推進員研修会において、市の母子保健に関するデータから子育ての現状や、ケースワークを行い求められる知識や対応について学びを深めた。（R6は19名参加）

No.	実施項目	対象事業	担当課
192	母子保健サービスの充実	母子保健事業全般の実施	こども未来課
193	妊婦健康診査の充実	妊婦健康診査受診票の交付	こども未来課
194	母子保健推進員の養成	母子保健推進員研修会開催	こども未来課
185	事業主等への意識の啓発（再掲）	関係機関との連携	まちづくり 推進課

評価項目46	性に関する正しい知識の普及	5 / 6	83%
情報共有を行うとともに、SSW等ケース会議を通じて多様な生活形態の違いへの配慮等について協議を行った。また、スクールカウンセラーに対して、男女交際等に係る相談等もあることから、学校における性教育の充実が図られるよう養護教頭等と情報共有を行うように指導を行った。			
No.	実施項目	対象事業	担当課
195	教育相談員、スクールソーシャルワーカー等の養成	月1回SSW等ケース会議（研修会を含む）	学校教育課
196	HIV・エイズ、性感染症対策	広報紙・HPによる広報	福祉健康課

★今後の方向性・検討事項

心身の健康に関しては、疾患を早期発見する健診・検診を中心として実施されているが、今後も継続して、受診者の利便性に配慮しながら受診勧奨等を行っていく。

出前講座を通じた若年層への意識啓発を継続して実施していく。

行政が実施するスポーツ教室について、参加者に男女の偏りが見られたため、内容の見直しなどを検討する。

【取組内容】

- ・市内中学校、高校生徒及び小学校の保護者等を対象としたリプロダクティブ・ヘルス／ライツをはじめとした健康をテーマとした出前講座を推進する。
- ・性別にかかわりなく参加意欲を持つことのできるスポーツ教室の内容を検討する。

7すべての人が安心して暮らせる 男女共同参画の視点を踏まえた環境の整備		133 / 144	92%	91%
評価視点1	ひとり親家庭等の親子が安心して生活できる環境づくり	9 / 9	100%	
評価項目47	ひとり親家庭等への生活支援及び自立支援	9 / 9	100%	

来庁の際に各種申請や個別相談などの内容に応じた支援制度の案内を行い、より専門的な支援が必要な場合は、関係部署に引き継ぎ対応している。

母子手帳交付・乳幼児健診等で支援が必要な家庭が把握された際は、状況確認・相談窓口の紹介を行い、本人の不安が強い際は窓口への同行や関係機関への事前連絡等を行っている。

管理職研修会等において、ひとり親家庭等の親子が安心して生活できるよう市就学援助制度のさらなる周知の徹底が図られるよう指導した。

No.	実施項目	対象事業	担当課
197	男女共同参画の視点を持った窓口対応の推進	相談や申請時	こども未来課
198	相談体制の充実	母子保健事業全般	こども未来課
199	ひとり親家庭等の支援制度の周知による推進	管理職研修会（年4回）による指導	学校教育課
評価視点2	高齢者や障がい者等が安心して暮らせる環境づくり	63 / 66	95%
評価項目48	高齢者の就業促進の支援	6 / 6	100%

ハローワークからの高齢者求人情報を市役所窓口に設置し、ホームページでも情報提供を行っている。

人材育成のための技能講習会のチラシや市広報紙による周知や、シルバー人材センターによるホームページでの情報提供を実施している。

No.	実施項目	対象事業	担当課
200	高齢者の就業に関わる支援	広報紙・HPによる広報	商工観光課
200	高齢者の就業に関わる支援	毎月の入会希望者説明会、全国シルバー普及啓発促進月間の説明会、シルバー人材センター広報紙やホームページでの普及啓発など	長寿介護課
評価項目49	性別にかかわりなく個人としてのニーズに配慮した高齢者の自立に向けた生活支援	17 / 18	94%

ひとり暮らしの高齢者等に自立支援の観点から、配食サービスを行っており、食生活の改善と安否確認を行っている。（登録者数219名）

ひまわりバス利用者へアンケートを実施し、利便性向上等に努めたとともに、高齢者や障害のある方への免除等の施策に取り組んでいる。ホームページ以外にも印刷された時刻表を各庁舎窓口に設置している。

介護予防に関する講演会等を78回、自主グループ活動支援を123回開催し、高齢者が住み慣れた地域で生き生きと生活できるよう介護予防を目的とした通いの場（サロンや貯金運動自主グループなど）への支援を行うことができた。

消費生活相談の最近の事例を基に啓発（広報紙へ特集4ページ1回、1/2ページ2回の掲載、市HPへ事例掲載や相談会の告知等）や出前講座7回を行った。

高齢障がい者等の見守り活動を実施、報告を毎月することで、包括支援センターと中心とした市の支援強化を図ることができた。

No.	実施項目	対象事業	担当課
201	高齢者の生きがい・自立に向けた支援	啓発チラシ等の窓口掲示HPでの情報提供	商工観光課
201	高齢者の生きがい・自立に向けた支援	毎月の入会希望者説明会、全国シルバー普及啓発促進月間の説明会、シルバー人材センター広報紙やホームページでの普及啓発など	長寿介護課

202	コミュニティバスの利用促進	ひまわりバス	企画課
203	高齢者サロンの整備	各地域サロンへの健康教育・新規立ち上げ時の支援、介護予防サポーターの養成	長寿介護課
204	消費生活についての啓発・教育	行政無線や広報紙による啓発出前講座の開催	商工観光課
87	在宅福祉アドバイザーの育成（再掲）	地域見守りネットワーク支援事業	長寿介護課
評価項目50		男女の身体的特徴や性別によるニーズに配慮した介護等に係る取り組み等、人権を尊重する介護の質の向上の促進	20 / 21 95%

民生委員に早期発見や見守りなどを協力依頼。また、地域ケア会議にて事例報告を行うことで、事例を通して協力体制の構築を図った。

虐待事例への対応については、関係機関と連携を図り、ケア会議を開催し、チームとして対応にあたった。

令和6年度中に南九州市で発生した2事例について、個別事例を通じて受容共感的な対応を取り、虐待者や被虐待者のフォローを実施した。

令和6年度は介護支援専門員研修会へ24回参加。そのほか多職種連携合同研修会も参加し、介護保険係などと連携して情報発信、情報提供など実施している

令和5年度は866件の総合相談があり、ケースに応じて病院や介護保険事業所、民生委員など、多様な相談機関との連携や、協働による対応を隨時行い情報共有を図った。

No.	実施項目	対象事業	担当課
205	多様な介護サービスの提供	介護申請手続の対応	長寿介護課
206	家族介護に対する支援	南九州市在宅高齢者介護慰労金支給、南九州市在宅ねたきり高齢者等介護用品支給、南九州市家族介護用品支給事業	長寿介護課
207	高齢者虐待への対応	窓口での相談や家庭を訪問しての対応、地域ケア会議関係等での関係機関を交えての検討	長寿介護課
208	包括的・継続的ケアマネジメント事業	主任介護支援専門員による介護支援専門員への後方支援（支援困難事例の対応等）や介護支援専門員の資質の向上の為の研修会開催関係機関とのネットワーク構築	長寿介護課
209	介護支援専門員等への研修	在宅医療・介護連携推進事業及び介護支援専門員に関する研修	長寿介護課
48	家族介護者のつどい事業（再掲）	認知症カフェ	長寿介護課
49	介護に関する相談の実施（再掲）	総合相談窓口として相談に対応	長寿介護課

評価項目51	障がいのある人の性別によるニーズに配慮した 自立支援と生活環境の整備		20 / 21	95%		
<p>ハローワークからの求人情報を市のHP、市役所窓口等の公共施設で周知している。</p> <p>知覧武家屋敷庭園トイレ改修工事、粟ヶ窪・高田小学校既存施設バリアフリー化工事において、障がいのある人のニーズに配慮したバリアフリー化（手摺りやスロープ設置等）に取り組んだ。また、ユニバーサルデザインの観点から、障がいや性別を問わずにわかりやすいピクトサイン（室名札等）を設置するように、計画段階から女性の職員や担当者も含めた協議を行った。</p> <p>障害者雇用に関して、各庁舎窓口に各種パンフレットを置きポスター等掲示を行っている。また、自立支援協議会の就労・生活支援部会で情報共有を図っている。</p> <p>なんざつ障害者就業・生活支援センターが役割を担っており、定例会や就労・生活支援部会等で連絡調整や情報共有している。</p>						
No.	実施項目	対象事業	担当課			
210	障がい者への雇用・自立に関わる情報提供	啓発チラシ等の窓口掲示HPでの情報提供	商工観光課			
210	障がい者への雇用・自立に関わる情報提供	啓発チラシ等の窓口掲示、HPでの情報提供	福祉健康課			
211	鹿児島県身障者用駐車場利用証制度（パーキングパーミット制度）の周知・啓発	福祉課障害福祉係及び福祉係にてポスター掲示・手帳取得時のしおりにて周知	福祉健康課			
212	バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した公共施設・道路整備	公園整備事業	都市政策課			
212	バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した公共施設・道路整備	主管課の要望（予算含む）の範囲内での整備実施	都市政策課			
213	障がい者の就業に関わる支援	障害者就業に関する啓発	商工観光課			
213	障がい者の就業に関わる支援	障害者就業に関する啓発	福祉健康課			
評価視点3	貧困等の生活上の困難に直面する若者等の自立に向けた支援		37 / 39	95%		
評価項目52	困難な状況にある若者等の自立に向けた切れ目の無い支援と 若者の自立に向けた力を高める取組の推進		37 / 39	95%		

子育て世代については、市子育て支援センターが発行する機関誌で情報の提供を行い、育児相談等についても戸別訪問を行う等、より地域に根付いた取組を行っている。

まちづくり推進課では子育て世代が会議やイベントで多く参画できるよう、託児スタッフ雇用（保育士等）の予算を確保した。

男女共同参画電話では相談内容を限定せず相談を受け、相談内容に応じて関係機関と連携している。

若者支援の視点では、母子手帳交付時に経済面・就労状況の確認を行い、必要に応じ社会福祉協議会・こども家庭係・子育て支援センター等関係機関と協働し家族を支える体制を構築している。また、保育園や相談支援事業所などからの情報提供による連携体制もとれている。

奨学金新規採用者募集について、市のホームページと広報紙へ情報を掲載し、市民全体に周知した結果、新規に12名決定し、貸与中の奨学生は24名となった。税務課と連携し、本人の生活実態を把握したうえで無理なく完済できるよう相談も受け付けている。

No.	実施項目	対象事業	担当課
214	子育て支援に関する情報提供の在り方の検討	広報紙・HPによる広報	こども未来課
215	多様な保育サービスの提供	広報紙・HPによる広報	こども未来課
216	講座・イベント等における一時保育の実施	各講座で実施 【関係各課】	関係各課

217	育児相談の実施	男女共同参画電話相談の実施	まちづくり 推進課
217	育児相談の実施	広報紙・HPによる広報	こども未来課
217	育児相談の実施	健診等母子保健事業における個別相談・定例、随時育児相談	こども未来課
218	保育サポーターの養成	広報紙・HPによる広報	こども未来課
219	地域子育て支援センター事業	広報紙・HPによる広報	こども未来課
220	放課後子ども教室	活動の場の提供・活動の支援	社会教育課
221	こども医療費助成事業	こども医療費助成事業	こども未来課
222	子育てに係る経済的負担の軽減	広報紙・HPによる広報	こども未来課
222	子育てに係る経済的負担の軽減	奨学金貸与	教育総務課
223	学童保育の充実	広報紙・HPによる広報	こども未来課
評価視点4	多文化共生社会の視点に立った男女共同参画の推進 (南九州市多文化共生推進プラン)		10 / 15 67%
評価項目53	多文化共生の視野を育てる国際交流の推進		9 / 9 100%

国際交流協会の活動支援を行い、ウクライナ侵攻、ガザ人道危機等支援のための募金活動などの国際協力活動、国際理解講座の開催、地域イベントへの参加を通じて国際理解を高めることができた。

ALTやAEAに対して自国の文化紹介や自身の国際体験に基づく講話を取り入れるよう指導した。

No.	実施項目	対象事業	担当課
224	国際交流の推進	国際交流協会の活動支援	企画課
225	国際理解教育の推進	ALTなどを通じた国際理解教育の推進	学校教育課
226	民間団体等のネットワークの構築	国際交流協会との連携	企画課

評価項目54	地域に暮らす外国人が生活しやすい環境づくりの推進	1 / 6	17%
--------	--------------------------	-------	-----

ホームページは5言語に翻訳できるシステムが導入されているが、行政書類その他はまだまだ多言語化されておらず十分な配慮がなされているとは言えない。

また、外国人専用窓口は設置されていない。

No.	実施項目	対象事業	担当課
227	外国人が理解し易い言語表記の推進	多言語促進に関する整備	企画課
228	外国人が住みやすい地域づくりの推進	生活相談窓口の設置、緊急時におけるコミュニケーション支援 【関係各課】	関係各課
評価視点5	多様なライフスタイルに対応した子育てや介護支援の充実	14 / 15	93%
評価項目55	地域社会全体で子育てや介護等を支える取組の促進	14 / 15	93%

特別活動で将来を見通したキャリア教育、家庭科の中で多様なライフスタイルや子育てについて学習、社会科の中で、租税教育や金融教育等を通して社会を支える仕組み等も学習し、高齢期を見据えた学習を発達段階に応じて進めている。

認知症について正しく理解し、認知症の方やその家族を支援するサポーターを養成することを目的に認知症サポーター養成講座等を実施している。幅広い世代を対象に普及していく必要がある。

認知症サポーター養成講座 延76人参加、認知症ステップアップ講座 延9人参加

次世代育成支援対策推進法に基づく市行動計画を包含する「第3期南九州市子ども・子育て支援事業計画」を令和7年3月に策定。計画の中で、男女共同参画基本計画との整合を図ることが明記されており、府内の関係課の取組についても具体的に記載され、子ども・子育て会議において進捗状況の確認を行っている。

No.	実施項目	対象事業	担当課
229	高齢期を見据えた若年期からの教育・学習の充実	管理職研修会（年8回）による指導南九州市人権教育研修会人権教育の校内研修の実施人権啓発強調月間の推進	学校教育課
230	多様な立場にある人が参加しやすい子育てや介護に関わる講座・研修等の実施	認知症サポーター養成講座	長寿介護課
230	多様な立場にある人が参加しやすい子育てや介護に関わる講座・研修等の実施	広報紙・HPによる広報	こども未来課（R6福祉課）
230	多様な立場にある人が参加しやすい子育てや介護に関わる講座・研修等の実施	各種乳幼児関連教室・相談会	こども未来課（R6福祉課）
231	次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の推進	広報紙・HPによる広報	こども未来課（R6福祉課）

★今後の方向性・検討事項

家族形態・生活形態に対しては年々多様化複雑化しており、それぞれに応じた対応が必要となっている。
本市在住の外国人は年々増加しており、多文化共生社会の基盤整備に向けた取組を進めていく必要がある。（本市在住外国人数 R5年度末670名、R6年度末788名）

【取組内容】

- ・令和6年4月1日に施行された困難な問題を抱える女性への支援に関する法律について、国・県の動向を踏まえ各課で横断的に取り組む。
- ・ICT等を活用し、行政及び生活情報の多言語化を進める。

令和7年度 女性活躍推進事業

南九州市オンラインお仕事講座

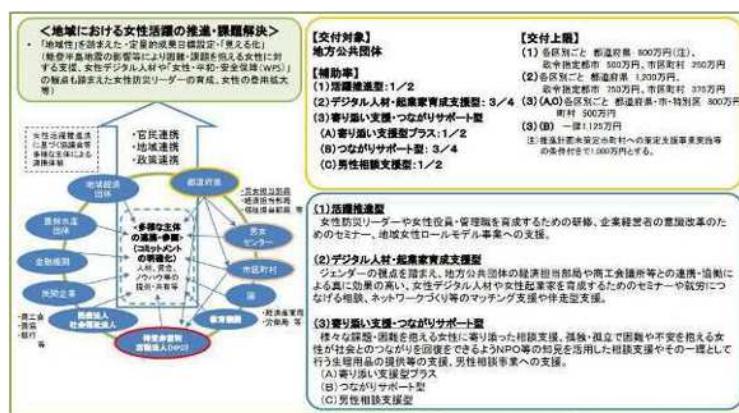
企画課企画係

地域女性活躍推進交付金

■国の制度の目的

「女性活躍推進交付金」は、女性の職業生活における活躍を後押しするために、地方公共団体の自主的な取り組みに対して国が支援を行う制度です。

各自治体が地域の実情に応じて、就労支援、意識啓発、環境整備などに取り組むことが可能です。



■南九州市の課題認識

南九州市は人口の約52%を女性が占めていますが、女性の就業機会やキャリア形成において、依然として課題が残っています。

例として、令和2年度の国勢調査の結果から、南九州市における15歳以上の人口のうち女性の就業割合は49.3%であり、男性の62.7%に比べると低くなっています。

また、結婚・育児などのライフイベントを機に就業継続が困難になるケースもあり、再就職やキャリア支援のニーズが高まっています。

■交付金活用の理由

こうした地域の課題に対応するため、南九州市では、前年度開催した「お仕事講座」を女性限定で開催し、国の「女性活躍推進交付金」の「活躍推進型」を活用し、地域女性の活躍機会創出の促進を行うこととしています。

■事業の概要

・事業名
「オンラインお仕事講座開催業務」

・業務委託先
みらい株式会社(女性就労支援に実績のある事業者)

・事業費
1,955,800円
うち地域女性活躍推進交付金
947,000円

・事業の目的
本講座の受講者がスキルを習得し、スキルを習得した後の働き方について、講座内でクラウドソーシングサービスの紹介や登録方法の案内を行う。講座終了後は、委託期間終了まで随時Slack等を活用した受講後の就労に関する相談受付やアフターフォロー等のサポートを行うことで、女性活躍の機会を創出することを目的とする。



令和6年度予算

オンラインお仕事講座について



・業務スケジュール

業務期間	業務内容
令和7年10月～11月	打ち合わせ, 広報等
令和7年12月	テレワーク入門セミナー(全1回)開催
令和8年1月	オンラインお仕事講座(初級)(全4回)開催
令和8年2月	オンラインお仕事講座(中級)(全4回)開催
令和8年3月	アンケート集約, 就労に関する相談受付・サポート

・業務内容

①テレワーク入門セミナー

オンライン及び対面で開催。
広報媒体を活用してテレワークに興味がある方を募集してテレワーク入門セミナーを開催し, テレワークを具体的に説明して, テレワーク人材の掘り起こしを行う。
テレワークを始めている市民も登壇し, 参加者がより当事者意識を持てるような構成とする。



オンラインお仕事講座について



②オンラインお仕事講座初級編

オンライン及び対面で開催。
テレワーク入門セミナーの参加者を中心に, テレワークを始めるにあたってテレワークの基礎知識やパソコン(Excel)の操作等の基本を学ぶ講座を開催することで, テレワークで活躍できる人材育成し, 副業等の安定収入を獲得できる就業に繋げる。

③オンラインお仕事講座中級編

オンライン及び対面で開催。
テレワーク入門セミナーの参加者を中心に, ライティングやマーケティング等の実践的な講座を開催することで, テレワークで活躍できる人材育成し, 副業等の安定収入を獲得できる就業に繋げる。

④開催チラシの作成

セミナー, 講座ごとに開催チラシを作成し, 周知と受講者の募集を行う。

⑤就業に係るサポート

講座内で, クラウドソーシングサービスの紹介や登録方法の案内, 講座終了後から委託期間終了まで, 就業に関する相談受付やアフターフォロー等のサポートを行う。

オンラインお仕事講座について


Minamikyushu City

プログラム概要	
	①テレワーク入門セミナー デジタル活用の働き方やテレワーク、先輩テレワーカーの体験談の紹介
 Word / Excel	②オンラインお仕事講座初級編（基礎、ワード、エクセル） 第1回 オンラインお仕事基礎 / 第2回 ワード / 第3回 エクセル基礎 / 第4回 エクセル応用
 Power Point / Chat GPT	③オンラインお仕事講座中級編（パワーポイント、生成AI） 第1回 パワーポイント基礎 / 第2回 パワーポイント実践 / 第3回 生成AI基礎 / 第4回 生成AI実践

講座実施について		
 Slack	コミュニケーションツール	ビジネスチャットの使用など、実際の仕事を想定した環境にて講座を進行します。 セキュリティ・コミュニケーション・ツール使用方法、講座を通じテレワークの環境に慣れてもらいます。

■期待される効果

南九州市に住み続けながら、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を希望する女性求職者をターゲットとして**多様な働き方に関する理解促進やスキル習得の意欲を高めること**や、テレワークへの意識を高め、習得したスキルを活かして「実際に働くこと」へとつなげ、継続的な就業ややりがいの創出が期待されます。

受講後の就業の場としてみらい株式会社の運営するテレワークプラットフォーム「ファロールオンライン」へ登録を行うことで、サポートを受けながら実務を経験しながら更なるスキルアップを行うことも可能です。

オンラインお仕事講座について


Minamikyushu City

■講座修了後の感想

講座修了後に実際にテレワーカーとして働き始めた方の声です。

 Aさん（子育て中、担当業務：プロジェクトマネージャー、面談進行、フォームマーケティング送信 等）

- ・ 講座では、オンライン業務で使用するツールの基本的な使い方といった基礎的な内容から、実際のSNS運用方法など、より実践的で難易度の高い内容まで幅広く学ぶことができました。また、講座終了後には課題が出されるため、スキルの定着やモチベーションの維持にもつながりました。
- ・ **子育て中**で決まった時間に働くことが難しくても、**自分のベース**やできる範囲で仕事を選び、**挑戦できる環境**が整っていると感じたため、ファロールでお仕事をしたいと思いました。
- ・ **自分にできることから挑戦できる環境**はとても魅力的だと感じました。
- ・ チャレンジ精神と学ぶ姿勢があれば、さまざまな仕事に取り組める点もあります。

 Bさん（パラレルワーカー、担当業務：プロジェクト進行管理 等）

- ・ オンラインでのお仕事が未経験だった為、自分にできるか不安でしたが、ノルマや稼働時間の拘束がなかったので始めやすかったです。
- ・ 作業手順や作業環境の整え方に不安があったのですが、講座やお仕事前のMTG、各お仕事の案件毎にいらっしゃるマネージャーさんに細かく質問に回答をいただくことができた為、安心して取り組めています。
- ・ 講座に参加する際はまったくの未経験、お仕事を始めたばかりの頃はできるお仕事もなく、長く続けていけるか不安でしたがファロール内で少しづつスキルアップすることができ、こなせるお仕事の幅が増えました。
- ・ オンライン上でのコミュニケーションスキルが身につき、ファロールでのお仕事以外にも活かしていくかなと思いました。

オンラインお仕事講座について


Minamikyushu City

■委託先業者の概要(みらい株式会社)



社名 みらい株式会社 (MIRAI Inc.)
 代表 代表取締役 妹尾 眞
 本社 広島県広島市中区銀山町3-1 ひろしまハイビル21 16階
 (本業務拠点) ☎ 082-535-5231 ☎ 082-535-5201
<https://www.go-mirai.jp>
<https://www.facebook.com/gomirai/>

事業内容 コンサルティング、事業企画・運営
 設立 平成28年11月25日
 資本金 9,000万円
 社員数 58名 (令和7年8月現在)

farol テレワークを活用したアウトソーシング事業運営
 コワーキング・シェアオフィス運営

- 南九州サテライトオフィス (379フロール)
 鹿児島県南九州市知観町17859
- 天草サテライトオフィス (あまスター★フロール)
 熊本県天草市中央新町12-13
- 熊本サテライトオフィス ((まもとフロール)
 熊本市中央区上通町2番17号 びふれす熊白会館7階
- 広島サテライトオフィス ● 三原サテライトオフィス
- 札幌サテライトオフィス ● 加計サテライトオフィス
- 秋田サテライトオフィス ● 神石高原町サテライトオフィス
- 東京サテライトオフィス ● 西条サテライトオフィス
- 一宮サテライトオフィス

全13拠点



オンラインお仕事講座について


Minamikyushu City

■業務実績

デジタル人材育成事業実績 (直近3年間)

令和6年度 拠点	
鹿児島県南九州市 南九州市サテライトオフィス扶助支援事業 企業説教や移住の実現及び持続可能性を高めさせ、説教本への外部企画説教及び説教につながる地元人材のマッチング支援による地域活性化を目的として、セミナー・講座を開催。 支援メニュー <ul style="list-style-type: none"> ・テレワーク入門セミナー ・オンラインお仕事講座 	鹿児島県 令和6年度「女性のための再就職支援事業」実績 テレワークをテーマとしたセミナーを開催し、出産・子育てで難航した女性の再就職を支援し、スムーズな就職活動を実現。 支援メニュー <ul style="list-style-type: none"> ・テレワーク入門セミナー ・オンラインお仕事実践講座

令和6年度 拠点	
熊本県熊本市 多様な人材の育成に係るセミナー開催実績 人材不足が深刻な中、働きながら働きな人々が存在し、企業はアウトソーシングの認識が高いため、テレワークセミナーで多様な人材の活躍を促進し、新しい働き方で機会創出を実施。 支援メニュー <ul style="list-style-type: none"> ・テレワーク入門セミナー ・オンラインお仕事実践講座 ・パワーポイント講座 	熊本県水俣・芦北地域 水俣・芦北地域デジタル人材育成実績 働き方の多様化が進む中、テレワークでワークライフバランスを支援し、ニーズが高まる。新たな就業形態に応じた人材育成で雇用創出と企業説教を実施。 支援メニュー <ul style="list-style-type: none"> ・テレワーク入門セミナー ・オンラインお仕事講座 ・パワーポイント講座

令和6年度 拠点	
長崎県五島市 五島市人材説教プロモーション実績 五島地域の人口縮減と雇用創出のため、企業説教を推進し、プロモーションを実施。併せて、地域人材発掘のため、テレワークをテーマとしたセミナーを開催。 支援メニュー <ul style="list-style-type: none"> ・テレワーク入門セミナー 	広島県三原市 女性デジタル人材育成実績 (テレワークスキルアップ講座) デジタル人材育成事業者の知識を活用し、子育て中の女性を対象に、専門講師によるテレワークスキルのプログラムを開催し、スキル習得で就労支援を実施。 支援メニュー <ul style="list-style-type: none"> ・オンラインお仕事基礎講座 ・オンラインお仕事実践講座 ・パワーポイント講座

令和6年度 拠点	
島根県倉吉市 倉吉市サテライトオフィス扶助支援事業 事業・企画・デaign・IT等のサテライトオフィス扶助やテレワークを成長を実現し、若者や女性の業務職雇用を確保するとともに、市内企業と県外企業との連携で新事業創出と地域活性化を実現。 支援メニュー <ul style="list-style-type: none"> ・在宅ワーク入門セミナー 	静岡県川根本町 川根本町女性のテレワーク人材育成実績 テレワークで柔軟な働き方を活用し、デジタル人材育成・雇用創出を目指す。川根本町の女性を対象に在宅ワークのスキルアップセミナーを開催し、デジタルスキル習得で就労と所得向上を実現。 支援メニュー <ul style="list-style-type: none"> ・在宅ワーク入門セミナー ・オンラインお仕事講座

(2) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の導入について

ア、制度の概要について

【参考】南九州市男女共同参画推進条例より抜粋

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、性別にかかわりなくすべての人の個人としての尊厳が重んぜられること、性別による差別的取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(中略)

(市の責務)

第4条

市は、男女共同参画の推進を主要な政策と位置付け、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

① パートナーシップ宣誓制度

ア、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において互いに責任をもち、協力し合うことを宣誓した2人に、自治体が宣誓書や受領証等を交付する制度。

イ、法律上の効力（婚姻や相続、税金の控除等）を生じさせるものではないが、自治体が性的マイノリティの方々や何らかの理由で婚姻できない方々のパートナーシップを尊重し、日常生活の生きづらさを軽減しようと支援する制度。

※ 県内の制度導入済み自治体（10市）

指宿市、鹿児島市、日置市、志布志市、出水市、鹿屋市、南さつま市、
いちき串木野市（R7.4.1～）、霧島市（R7.9.1～）、薩摩川内市（R7.10.1～）

※「性的マイノリティ」…性自認が出生時に判定された性と一致しない方又は性的思考が異性に限らない方のこと。

※「宣誓」…パートナーシップを形成している者同士が自治体の長に対し、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に責任をもって協力し合うことを誓うこと。

② ファミリーシップ宣誓制度

パートナーシップにある者が、パートナーシップにある者の方または双方の未成年の子（実子または養子）と生計が同一であり、愛情をもってその子を養育すると約した家族に自治体が宣誓書や受領証等を交付する制度。（自治体によっては、子だけでなくいずれか一方の親や近親者【3親等内の血族又は3親等内の直系姻族】を含む場合もある）

※ 鹿児島県内の導入済み自治体なし。九州では12の自治体が導入済。

福岡県6、熊本県2、大分県2、沖縄県2（沖縄県も含む）

③ 全国のパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度導入状況

資料1 【9月5日時点の数値】

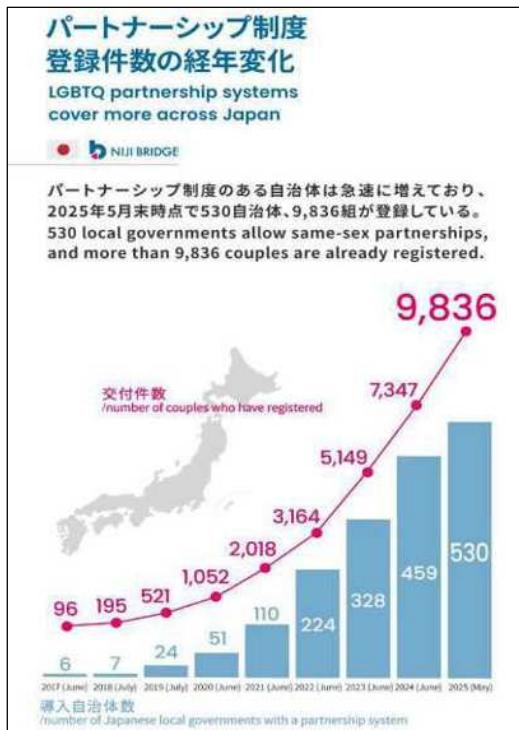
地方 (都道府県数)	パートナーシップ宣誓制度を導入済の都道府県	PS 導入済 自治体数	FS 導入済 自治体数
北海道 (1)		44	6
東北(6)	青森, 秋田, 山形, 福島	29	17
関東 (8)	茨城, 栃木, 群馬, 東京, 山梨	159	49
中部 (9)	新潟, 富山, 福井, 長野, 岐阜, 静岡, 愛知, 三重	84	46
近畿 (6)	滋賀, 大阪, 兵庫, 奈良, 和歌山	81	30
中国 (5)	鳥取, 島根, 山口	36	11
四国 (4)	徳島	46	18
九州 (7)	福岡, 佐賀, 大分	57	10
沖縄 (1)	沖縄	3	2
計	30	539	189

※PS…パートナーシップ宣誓制度, FS…ファミリーシップ宣誓制度

※愛知県, 鳥取県, 沖縄県は, ファミリーシップ宣誓制度まで導入済。

※埼玉県, 神奈川県, 香川県は, 全市町村で導入済。(都道府県単位では未導入)

資料2 【5月末時点の数値】



引用元

- ・公益社団法人 Marriage For All Japan - 結婚の自由をすべての人に
(<https://www.marriageforall.jp/database/partnership/>)
- ・NIJI BRIDGE | LGBT 等の性的マイノリティに関する調査研究「データ」と、みんなが参加できる「アクション」を紹介するウェブサイト <https://nijibridge.jp/> (認定NPO法人虹色ダイバーシティ)

④ 宣誓の流れ

- ア、宣誓する日を事前に予約する。(電子申請、電話、FAX等)
- イ、パートナーシップまたはファミリーシップを形成している者同士が、お互いの関係は「結婚または家族に相当する関係」である旨の宣誓をした宣誓書及び確認書類等を提出。
- ウ、自治体がパートナーまたはファミリーの関係を公認し、受領証 (A4 サイズなど) や受領カード (運転免許証サイズなど) を交付。
- エ、宣誓した者は、(2)の受領証を提示し、行政や民間企業等のサービスの利用を受けやすくなる。

受領カードの例 (福岡県福津市) ↓

<p>(裏面)</p> <p>パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領カード</p> <p>福津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する基準の規定に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を発給しました。</p> <p>【パートナーシップ宣誓者】 〔本人の氏名〕 様 〔パートナーの氏名〕 様</p> <p>〔第 号〕 〔宣誓日〕</p> <p>【ファミリーシップ対象者】 〔氏名〕 様 〔氏名〕 様</p> <p>〔福津市長〕 公印</p>	<p>(裏面)</p> <p>この宣誓書受領カードを提示された方へ</p> <p>このカードは、お互いを人生のパートナー及び家族として認め合い、日常の生活において相互に協力し合い、また一方又は双方の未成年の子を愛情を持って養育することを宣誓し、市がその宣誓書を受領したことを証明するものです。このカードの提示を受けた方は、この趣旨を十分にご理解くださいますようお願いします。</p> <p>【通称名を使用している場合の戸籍上の氏名】 〔本人〕 様 〔パートナー〕 様</p> <p>※平常時及び緊急時において、1. 以下の者に対して病状説明をすること、2. 手術や必要な治療方針の同意を以下の者から取扱することを同意します。</p> <p>〔パートナー連絡先〕 〔本人自署欄〕</p>
--	--

⑤ 宣誓をすることができる人 ※他市の例 (本市の要件は検討中)

【パートナーシップ宣誓制度】※確認書類については多くの市で取り入れられている代表的な書類を記載

	要件	確認書類
ア	双方が民法に規定する成年（満 18 歳）に達していること	本人確認書類
イ	一方または双方が本市に住所を有していること又は本市への転入を予定していること（何日以内に転入予定にするかは各自治体で異なるため検討中）	住民票の写し 住民票記載事項証明書 転出証明書
ウ	配偶者及び宣誓しようとする者以外のパートナーがないこと（事実婚関係を含む）	独身証明書 戸籍抄本
エ	双方が近親者（民法第 734 条から第 736 条までに規定する婚姻できない続柄）でないこと（ただしパートナーシップに基づく養子縁組は可）	戸籍謄本 等

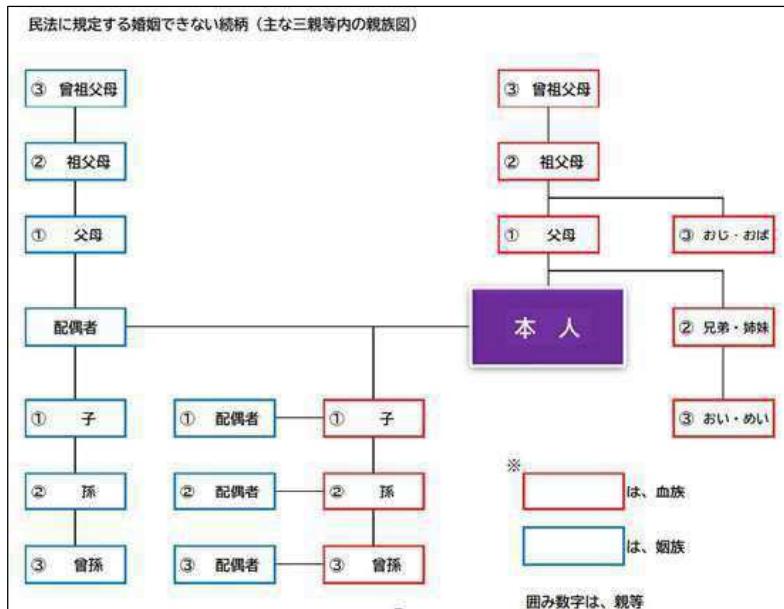
【ファミリーシップ宣誓制度】

	要件	確認書類
	パートナーシップを有している者の一方または双方の未成年の子、親または3親等内の親族と生計が同一であること（同居を要件にしている自治体もあり）	住民票の写し 戸籍抄本

※ 県内でパートナーシップ宣誓制度を導入済の自治体では、外国籍の方も「市民である」または「市内へ転入を予定している方」であれば宣誓は可能となっている。

ただし、パートナーシップ宣誓をしても在留資格や在留期間は変わらない。

※ 通称名（世間一般で使用し通用している名前）の記載も可。



⑥ 受領証等の再交付及び返還等 ※申請書等の提出が必要

【再交付できる場合】

- ア、受領証及び受領カードを紛失、破損、汚損してしまったとき
- イ、氏名（通称名を含む）などに変更が生じた場合

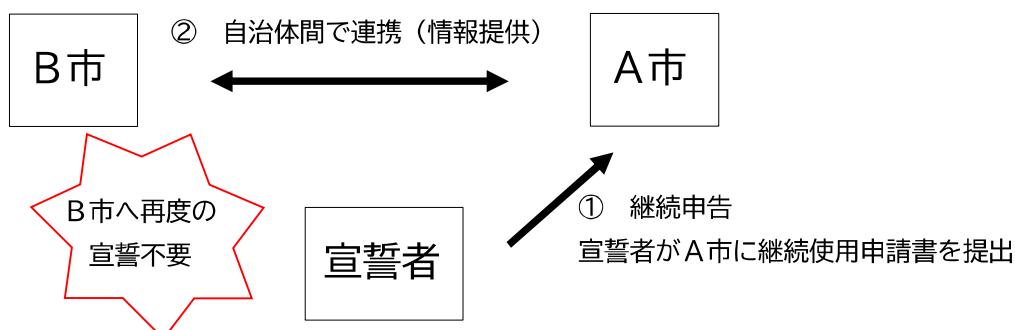
【返還できる場合】

- ア、2人の意思によりパートナーシップが解消されたとき
 - イ、市外へ転出した時（都市間相互利用の自治体へ転出する場合を除く）
 - ウ、一方が死亡した時または一方が死亡し新たな方とパートナーシップを届出するとき（自治体によって異なる）
 - エ、届出が無効となったとき
 - オ、「宣誓することができる人」の要件を満たさなくなったとき
- ※ファミリーシップについては、15歳以上の未成年の子は宣誓する際に市職員の前で署名が必要な自治体もある。また、15歳に達した日以降に申立書を提出すると受領証等から氏名を削除できる自治体もある。

⑦ 都市間相互利用

パートナーシップ宣誓制度を実施している自治体同士で協定を締結し、宣誓者が両自治体間で住所の異動をする際に簡易な手続きのみで、引き続き受領証等を使用することができる制度。

※ 【イメージ図】A市から協定を結んでいるB市へ転出の場合



イ、本市の制度について（案）

① 制度名

- ・南九州市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度

② 宣誓をすることができる人

【パートナーシップ】

- ・一方または双方が性的マイノリティのカップル及び事実婚のカップルを含む。
- ・基本的な要件については、21ページ(5)のア～エとする。

【ファミリーシップ】

- ・ファミリーをどこまで含めるか（未成年の子、親または3親等内の親族）は検討中。
(九州の自治体では、福岡県田川市と沖縄県那覇市が親、又は3親等以内の親族も対象としている)

③ 受領証等の再交付及び返還

- ・再交付及び返還について基本的な要件は、22ページ(6)のとおりとする。ただし、一方が死亡した時、受領証等を自治体へ返還するかについては検討中。（指宿市、鹿児島市、出水市、南さつま市は返還）

④ 都市間相互利用

- ・制度開始後、他自治体との協定を行う予定。
- ・協定締結自治体から転入してきた場合、前の自治体で交付されていた受領カードをそのまま使用できるようにするかについては検討中。
(県内では、指宿市以外は前の自治体で交付された受領カード等をそのまま使用することが可能。指宿市は受領カードを前の自治体に返還し、指宿市長へ“申告”を行うと、新たに指宿市の受領カードが交付される)

⑤ その他

- ・宣誓の手続きは、まちづくり推進課でのみ行う形とする。（支所等では不可）
- ・宣誓ができる時間は、開庁日の8時30分から17時15分までとする。
- ・プライバシー保護の観点から、要望に応じて個室での対応を行う。
(特段の事情により難しい場合など相談があった際は、適宜対応する)

ウ、制度導入後、利用可能となる行政サービスについて

庁内全課を対象に調査を行い、現在は精査を行っている段階です。制度を開始する際、導入後に利用可能となるサービスについては、市ホームページに掲載する予定です。

↓他市の例（いちき串木野市）

【いちき串木野市パートナーシップ制度】 利用可能な主な行政サービス一覧								令和7年4月1日現在	
事項	名前	要件/必要書類等	お申込み/お問合せ		届出必要		届出不要		行政サービス等の概要
			窓口	電話番号	受付曜日等の 窓口別表示(口 頭確認)	口頭確認	委任状が 必要		
住宅	1 市営住宅の入居申込み	パートナーシップ届け出書 提出等	都市建設課	21-5112	○				パートナーも事实上姉妹関係にあるものとして申請できます。
	2 定住促進補助金	パートナーシップ届け出書 提出等	企画政策課	33-5626	○				市内居住者、移住者の住宅建設等の支援を行う。若年世帯(世帯主又は配偶者が45歳未満)であれば基本額に加算されます。※パートナーも含む
	3 災害証明書の交付(火災)	本人または同一世帯以外の人が申請する場合、委任状、その他の書類が必要な場合あり	消防本部	32-0119			○		火災等により被害に遭われた方で証明書が必要な方のパートナーが代理申請をすることができます。
	4 災害証明書の交付(火災以外)	同一世帯:委任状不要 別世帯:委任状必要	まちづくり防災課	33-5631			○		災害に遭われた方で証明書が必要な方のパートナーが代理申請をすることができます。
医療	5 国民健康保険	住民票上同一世帯であれば、同一世帯の被保険者となる	健康増進課	33-5613			○		パートナーも同一世帯として申請することができます。
	6 要介護認定		長寿介護課	33-5673			○		パートナーも家族による代理手続きと同様に申請することができます。
	7 救急搬送証明書の交付	本人または同一世帯以外の人が申請する場合、委任状、その他の書類が必要な場合あり	消防本部	32-0119			○		搬送された方の証明書をパートナーが代理申請することができます。
福祉	8 災害見舞金(市)	生計を主として維持していたこと/パートナーシップ届け出書 提出等	福祉課	33-5619	○				パートナーが自然災害で亡くなられた場合等など遺族等に見舞金がれます。
	9 生活保護申請	生計同一であること	福祉課	33-5620			○		パートナーも同一世帯として申請することになります。
その他	10 福利厚生	市職員/パートナーシップ届け出書 提出等	総務課	33-5625	○				結婚休暇等

エ、制度導入に向けたスケジュールについて

月	府内	府外
9月	・男女共同参画推進会議での説明	
10月	・例規整備及び各課への調査等	・男女共同参画審議会での説明
11月		・議会全員協議会での説明
12月		
1月	・パブリックコメント実施	
2月		
3月		・広報紙及びHPに掲載 ・報道機関へ周知
4月	★4月1日 制度開始	
4月以降	・他自治体との連携 ・LGBT職員研修の開催	・住民講座の開催

【参考】関係例規

○南九州市男女共同参画推進条例

平成19年12月1日 条例第23号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 性別による権利侵害の禁止等（第8条・第9条）

第3章 基本的施策等（第10条—第13条）

第4章 南九州市男女共同参画審議会（第14条・第15条）

第5章 南九州市男女共同参画相談機関（第16条—第18条）

第6章 補則（第19条）

附則

すべての人は、生まれながらにして平等かつ自由であり、個人として尊重される存在である。しかしながら、今もなお、性別による不平等は存在している。すべての人が性別にかかわりなく、その人権が尊重され、家庭、地域、職域、学校その他の社会のあらゆる分野で平等に参画し、個性と能力を十分に發揮することができる社会、すなわち男女共同参画社会の実現は、すべての人が幸せに生きるための重要な課題である。

ここに、南九州市は、男女共同参画社会の実現を目指し、市、住民及び事業者等が一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、住民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現を目指すことを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 性別にかかわりなくすべての人が社会の平等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することを

いう。

- (3) 住民 住民登録の有無にかかわらず、市に住む人、市で活動する人又は市に滞在する人をいう。
- (4) 事業者等 市内において、公的機関、民間を問わず、又は営利、非営利を問わず事業や活動を行う団体及び個人をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた者の生活環境を害する行為又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与える行為をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、性別にかかわりなくすべての人の個人としての尊厳が重んぜられること、性別による差別的取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が性別による固定的な役割分担等を反映して、すべての人の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮して、社会における制度又は慣行がすべての人の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、すべての人が互いの性に関する理解を深めるとともに、妊娠、出産その他の性と生殖に関し、個人の意思が尊重されること及び生涯にわたる心身の健康に配慮されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成するすべての人が相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、すべての人が社会の平等な構成員として、市における政策又は事業者等における方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 6 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮して、男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。

(市の責務)

- 第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な政策と位置付け、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。
- 2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、住民、事業者等、国及び他の地方公共団体と連携を図るものとする。

(住民の責務)

第5条 住民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、職域、学校その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めなければならない。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、事業や活動を行うに当たっては基本理念にのっとり、男女共同参画社会を実現するため積極的に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(取り組むべきこと)

第7条 市、住民及び事業者等は、次に掲げる事項を取り組むべきこととし、男女共同参画社会の実現に努めるものとする。

(1) 家庭において取り組むべきこと。

ア 性別にかかわりなく家族それぞれの個性を重視し、性別による固定的な役割分担の解消に努めること。

イ 家族それぞれが多様な生き方を選択でき、かつ、それを認め合うとともに支え合うこと。

(2) 地域において取り組むべきこと。

ア 地域におけるあらゆる活動において、性別により差別的に取り扱われる制度又は慣行を廃止するよう取り組むこと。

イ 地域におけるあらゆる活動において、住民が性別にかかわりなく、平等に参画する機会が確保されるよう取り組むこと。

(3) 職域において取り組むべきこと。

ア 募集、採用、配置、昇進その他雇用に関するあらゆる場面並びに市における政策又は事業者等における方針の立案及び決定の場面において、性別による固定的な役割分業意識に基づく慣行を改め、性別を理由とする差別的取扱いを解消するよう取り組むこと。

イ 住民が性別にかかわりなく、家庭生活と職業生活を両立できるよう、就業規則の整備に取り組むこと。

(4) 学校その他のあらゆる教育において取り組むべきこと。

ア 性別による偏見又は偏向を助長する慣行を改め、性別にかかわりなく個性や能力を伸ばす学校教育、乳幼児教育及び家庭教育に取り組むこと。

イ 男女共同参画社会について、住民の学習の機会が増進されるよう取り組むこと。

第2章 性別による権利侵害の禁止等

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 市、住民及び事業者等は、家庭、地域、職域、学校その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる性別による権利侵害の行為（以下「侵害行為」という。）を

してはならない。

- (1) 性別を理由とする差別的取扱い。
- (2) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）に対する暴力行為（精神的苦痛を著しく与える行為を含む。）
- (3) セクシュアル・ハラスメント

（情報に関する留意）

第9条 市、住民及び事業者等は、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担又は侵害行為が助長される表現及び過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

第3章 基本的施策等

（計画の策定）

第10条 市長は、第4条の規定に基づき、男女共同参画を推進する計画（以下「計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市長は、計画を策定するに当たっては住民の意見を聞くとともに、第14条に規定する南九州市男女共同参画審議会に諮問しなければならない。
- 3 市長は、計画を策定したときは、これを公表するものとする。
- 4 計画の変更については、前2項の規定を準用する。

（年次報告）

第11条 市長は、毎年、計画に基づいた施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、これを公表するものとする。

（調査及び研究）

第12条 市は、男女共同参画の推進に関し必要な調査及び研究を行うものとする。

（事業者等への助言及び表彰）

第13条 市長は、事業者等に対し、男女共同参画の状況について報告を求め、当該報告に対し助言をし、及びその内容を公表することができる。

- 2 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を積極的に実施している事業者等の表彰を行い、公表することができる。

第4章 南九州市男女共同参画審議会

（設置）

第14条 男女共同参画の推進に資するため、南九州市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、第10条第2項及び第18条第1項の規定による諮問に対し答申を行うほか、男女共同参画の推進に関する必要な事項について調査し、審議する。

（守秘義務）

第15条 審議会の委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第5章 南九州市男女共同参画相談機関 (設置)

第16条 市が実施する男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策若しくは行為についての申出（以下「申出」という。）又は侵害行為に対応するため、市に南九州市男女共同参画相談機関（以下「相談機関」という。）を置く。

2 相談機関は、申出への対応、侵害行為の防止及び被害者の救済のため相談業務を行い、必要に応じてその内容を調査することができる。

3 相談機関は、前項の調査により必要があると認めるときは、適切な保護措置を講じ、その結果を市長に報告するものとする。

(守秘義務)

第17条 相談機関に所属する者については、第15条の規定を準用する。

(申出又は侵害行為への対応)

第18条 市長は、必要があると認めるときは、申出又は侵害行為への対応に当たり、審議会に諮問し、意見を聞くことができる。

2 市長は、申出への対応に当たっては報告書を作成し、その概要を公表するものとする。

3 市長は、侵害行為への対応に当たっては是正等の措置を講ずるよう当該関係者に要請し、勧告し、又は関係機関に引き継ぐことができる。

第6章 補則

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年12月1日から施行する。

○南九州市男女共同参画推進条例施行規則

平成19年12月 1日

規則第26号

改正 平成26年 9月 11日 規則第58号

(趣旨)

第1条 この規則は、南九州市男女共同参画推進条例（平成19年南九州市条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(男女共同参画の状況報告)

第2条 条例第13条第1項に規定する報告は、男女共同参画の状況報告書（別記様式。以下「報告書」という。）により行う。

(事業者等の表彰)

第3条 市長は、条例第13条第2項の規定により、事業者等の表彰を行う際は、前条で規定する男女共同参画の状況報告書の内容等を勘案するものとする。

(審議会の組織)

第4条 条例第14条第1項に規定する審議会（以下「審議会」という。）は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、非常勤とし、優れた識見を有する者、各種団体の代表者等及び住民のうちから市長が委嘱する。この場合において、委員の男女の数は同数となるよう努めなければならない。

3 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

5 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

6 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会長が必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求める、説明又は意見を聞くことができる。

5 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 第1項の規定にかかわらず、第1回目の会議は、市長が招集する。

(専門部会)

第6条 審議会は、専門の事項を調査するため必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、まちづくり推進課において処理する。

(相談機関の組織)

第8条 条例第16条第1項に規定する相談機関は、次に掲げる者によって構成する。

- (1) まちづくり推進課長 (2) 総務課長 (3) 市民生活課長 (4) 福祉課長
- (5) 福祉事務所長 (6) 教育総務課長 (7) 相談員 (8) 事務職員

(職務)

第9条 相談機関を組織する者の職務は、次に定めるところによる。

- (1) まちづくり推進課長は、相談員が行う職務を管理するとともに、それぞれの業務執行について総括責任を負う。
- (2) 前条第2号から第6号までに掲げる者は、まちづくり推進課長を補佐し、必要があると判断した場合には、関係機関との連携に努めるものとする。
- (3) 相談員は、申出及び侵害行為の事実関係を聴取し、必要があると判断した場合には、まちづくり推進課長を通して、適切な措置を探るよう促すことができる。
- (4) 事務職員は、まちづくり推進課職員を充て、相談員を補佐し、相談機関全般の庶務を行う。

(相談員)

第10条 相談員は、非常勤とし、市長が任命する。

2 相談員の任期は、1年とする。

(研修)

第11条 市は、相談機関に所属する者に対し、定期的に研修の機会を与えるものとする。

(保護措置)

第12条 条例第16条第3項の規定により、市は、侵害行為を受けた被害者保護のために、必要に応じて一時避難施設を確保するものとする。

- 2 一時避難施設の利用は、被害者本人の意思を最優先して決定しなければならない。
- 3 市長は、偽りその他不正の手段により、一時避難施設を利用した者に対して保護に要した費用の返還を求めることができる。
- 4 一時避難施設の所在地は、これを秘密とする。
- 5 一時避難施設を利用できる期間は、原則として5日以内とする。

附 則

この規則は、平成19年12月1日から施行する。